

2025年3月7日
北海道労働者福祉協議会

「2025年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」に対する
道の回答への評価・見解について

1. 北海道労働者福祉協議会（道労福協）は、今年度実施の「勤労者福祉向上キャンペーン」の一環として、「2025年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」を2024年10月30日に北海道知事宛提出いたしました。その後、11月21日に勤労者福祉向上キャンペーン実行委員会メンバーによる道関係部局への要請趣旨説明会を実施し、2025年1月16日付で道からの回答を受理しました。
2. ついては、今次要請に対する道からの回答内容、および当該回答に対する道労福協としての「評価・見解」を別掲資料のとおり表明いたします。
3. なお、回答内容の検証結果からは、要請課題に対する道としての今後の方向性や具体的施策が示されている項目について評価される内容がある一方、継続要請事項の多くで前年を踏襲した内容の回答が散見される状況にあり、道労福協では、引き続き、要請趣旨の実現に向けた諸活動を継続するとともに、各種対応が必要と判断される課題については、議会対策をはじめ、関係団体とも連携を図りながら改善に繋げていきたいと考えています。

以上

「2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」に対する道の回答への評価・見解

北海道労働者福祉協議会

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
1. SDGs (持続可能な開発目標) の達成と協同組合の促進・支援			
(1) 北海道における SDGs 推進			
<p>SDGs 推進にあたっては、本来 SDGs の中で最も重要な目標のひとつである「目標 1：貧困をなくそう」を重要項目として明確に位置付け、貧困の削減目標 (KPI) を設定のうえ、道の各種政策や計画へ反映し、着実に取り組む。</p>	<p>【総合政策部計画局計画推進課】</p> <p>○道では、令和 6 年 7 月に策定した北海道総合計画において、一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域を創ることを目指し、持続可能な社会の実現に向けて、SDGs の理念とも合致し、その達成に資する施策を推進するとともに、政策による目標達成状況を客観的に示す指標を設定しております。</p> <p>○総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って推進する各種計画にも SDGs の理念やゴールを反映し、幅広い分野と地域において、多様な主体と連携しながら SDGs の推進に資する取組を進めてまいります。</p>	<p>■今般策定の「北海道総合計画」は、2024 年度から概ね 10 年間の北海道政の基本的な方向を総合的に示すもので、<北海道の力が日本そして世界を変えていく><一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域を創る>を計画の「めざす姿」として設定している。あわせて、その「めざす姿」実現に向けては、3つの基本方向とそれぞれに対応する 18 の政策の柱を設定し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資する政策を推進していく計画であることが明記されている。</p> <p>■日本の相対的貧困率は OECD 平均値を上回り、長年にわたり格差が存在する状態が続いている。貧困の要因は様々であるが、雇用や経済状況に影響されることが多く、なかでも本道は全国に比べて生活保護世帯や収入の低いひとり親世帯の割合が高いことから、経済的に厳しい状況に置かれている家庭が少なくない。北海道総合計画の「めざす姿」実現に向けて、また、物価上昇や生活費高騰、高齢化社会の拡大等、今後の社会情勢の変化を鑑みると貧困対策を総合的に推進していくことが重要であると考え、同様の要請を継続していきたい。</p>	<p>【総合政策部計画局計画推進課】</p> <p>○道では、令和 3 年 10 月に改定した北海道総合計画において、安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の形成を目指し、誰一人取り残さない等、SDGs の理念に合致する施策を推進するとともに、政策の効果を定量的に把握し、計画の推進状況を点検・評価するための指標を設定しております。</p> <p>○また、SDGs の理念や目標を各種計画へ反映するなどして、SDGs 全体の目標達成に向け、関連する施策を着実に実施してまいります。</p>
(2) 北海道による協同組合支援の強化			
<p>① 2023 年 11 月、国連総会は 2025 年を 2012 年に続く 2 回目の「国際協同組合年」とすることを宣言し、協同組合の取組みをさらに広げ進め、また、SDGs (持続可能な開発目標) の実現に向けた協同組合の実践、社会や経済の発展への協同組合の貢献に対する認知を高めるため、国連・各国政府・協同組合がこの機会を活用することを求めている。北海道においてもこの宣言を受け、所管する協同組合との積極的な対話を進める。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○協同組合は、「相互扶助・民主主義・平等・公平・連帯」といった価値観のもと共通の目的を持った方々により運営される組織であり、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立された各協同組合等に対しては、道の各所管課が設立認可や指導監督などを通じて個別に関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。</p>	<p>■終戦直後の食糧危機や生活物資の不足が深刻化するなか、労働組合と協同組合が連携して本協議会(労働者福祉協議会)は結成され、その後の相互扶助による労働者自主福祉運動の展開が協同組合金融である「労働金庫」、今日の「こくみん共済 coop<全労済>」の誕生につながった。</p> <p>■国際協同組合年は、農協、漁協、森林組合、生協、労働者協同組合、労金をはじめとする協同組合が、</p>	<p>(新規要請項目につき前年回答無し)</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
また、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の発展のための研修会等を開催する。	○また、2025 年は「国際共同組合年」となることが国際連合で宣言されるなど社会からの期待が高まっており、道としては、今後とも協同組合等とも連携しながら、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に向けて、様々な取組を進めてまいります。	食料生産・消費、健康・福祉、社会的包摂、仕事起こし等、事業と活動を通じて SDG s (持続可能な開発目標) に貢献していることを評価し、その認知の向上と同組合の振興を目的に定められたものである。 本協議会では、2025 国際協同組合年を契機とした協同組合運動・労働者福祉運動の更なる発展や地域でのつながりを目指した活動を進めていきたいと考えており、道においても、回答で示された協同組合等との連携を図りながら、より良い社会に向けた取組を進めていくことを期待している。	
② 人口急減地域特定地域づくり推進法や労働者協同組合法の成立等、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は高い。北海道は協同組合との関係を深め、地方創生等に係る各種施策やその取り組みにおいて、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進める。	<p>【総合政策部地域創生局地域政策課、経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり事業として、特定地域づくり事業協同組合制度の活用は、地域外から採用した職員が、その後、町内で就職するなど、地域への定着に結び付くケースや、地域おこし協力隊の任期終了後、組合に採用されるケースなど、道内の過疎地域などにおける移住・定住促進の足がかりともなっており、産業や地域づくりの担い手の確保、地域創生に向けた有効な取組であり、道としても、国、市町村、関係団体等と連携を深めながら、様々な機会を通じて、制度の周知はもとより、道内や全国の先行事例の共有、地域の実情等を踏まえた助言のほか、他府県と連携し、国の支援制度の拡充に向けた要望についても検討してまいります。</p> <p>○また、労働者協同組合法は、多様な就労の機会の創出などを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的として、組合員が出資すると同時に、自らも事業に従事する新しい組織である「労働者協同組合」に関し、設立や管理など必要な事項を定めたものと承知しております。道では、これまで国と連携した労働者協同組合法の活用などに関するフォーラムの開催や、ホームページにおいて労働者協同組合の概要はもとより、設立の流れや必要となる届出書類といった幅広い情報提供を行っているところです。</p>	<p>■国際社会において、協同組合は SDGs の実現に不可欠な組織であり、目標達成のために行動していくパートナーとして明確に位置づけられている。</p> <p>■これまで、道内のべ 11 団体が特定地域づくり事業協同組合として認定を受けており、地域における社会課題の解決に向けて、相互扶助の精神に基づき協同して事業を行う事業協同組合を活用することは有意義な取組みとなることから、道による協同組合の活動への支援、地域での連携をより一層強めていくことを期待したい。</p> <p>■また、労働者協同組合について、前年は形式的な対応に留まるような回答が示されていたが、協同労働は地域課題解決の担い手として、また地域における連携・協働先の選択肢の一つとしての活躍が期待されているところであり、今般、道より労働者協同組合法の活用に関するフォーラムの開催やその認知・啓発に取組んでいる事例が紹介されたことを評価する。引き続き、労働者協同組合を支援する取組みを期待したい。</p>	<p>【総合政策部地域創生局地域政策課】</p> <p>○人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり推進事業は、道内の過疎地域などにおける移住・定住の促進や地域づくりの担い手確保など、地域創生を進めていく上で有効な取組であり、道としても、国や市町村、関係団体と連携し、制度の周知はもとより、先行事例の共有や地域の実情等を踏まえた助言を行うなど、多くの地域でこの制度の活用が進むよう取り組んでまいります。</p> <p>○労働者協同組合法は、多様な就労の機会の創出などを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的として、組合員が出資すると同時に、自らも事業に従事する新しい組織である「労働者協同組合」に関し、設立や管理など必要な事項を定めたものと承知しております。</p> <p>○労働者協同組合法等では、都道府県の責務が定められておらず、組合の「育成・支援の充実」については、道が取り組むべきものではなく、「事業化」についても、組合を設立しようとする者が取り組むべき事項となります（厚生労働省勤労者生活課労働者協同組合業務室による）。</p> <p>○一方で、役員に欠員を生じた場合の措置（第 37 条）、休眠組合への対応（第 81 条）、報告の聴取（第 125 条）、検査等（第 126 条）及び法令等の違反に対する処分（第 127 条）などが定められていることから、道としては、これらの規定に基づき、行政庁として適切に対応してまいります。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	○今後もこうした取組を通じ、労働者協同組合法の周知啓発に努めてまいります。		
2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化			
(1) 被災者・避難者への生活支援			
<p>国に対し、被災者生活再建支援制度の適用範囲の対象拡大や支援金増額等の拡充を働きかけるとともに、同制度を補完する北海道独自の支援制度を新設し、住民への周知をはかる。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○道では、被災した世帯の生活再建を確実に支援し、迅速な復旧・復興を図るため、複数の市町村に跨る災害時に被災者間で不均衡が生じることのないよう、被災者生活再建支援制度の適用対象地域の拡大を図ることや、近年の物価高も踏まえた支給額増額、適用条件の緩和、国負担の強化など、更なる充実を検討することについて、国に対し要望しております。</p> <p>○また、同制度を補完する北海道独自の支援制度として、道では「北海道自然災害に伴う住家被害見舞金」の制度を設けており、道のホームページに掲載して周知を図っております。</p>	<p>■胆振東部地震では、北海道特有の高気密住宅がゆえに損壊判定が小さくなり住宅修繕費が不足する世帯が多くあった。地域特有の環境や仕組みを反映することも含め、引き続き、「被災者生活再建支援法の狭間」の問題への対応等、被災者生活再建支援制度改正への働きかけを求めている。</p> <p>また、北海道独自の「北海道自然災害に伴う住家被害見舞金」制度について、財源の確保等に課題はあると思われるが、支給額の増額や長期避難生活への支援等、より多くの人に被災者支援が拡大されることを求めたい。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○道としては、被災した世帯の生活再建を確実に支援し、迅速な復旧復興を図るため、複数の市町村に跨る災害時に被災者間で不均衡が生じることのないよう、被災者生活再建支援制度の適用対象地域の拡大を図るよう国に対し、要望しております。</p> <p>また、全ての被災市町村を支援の対象として、法に基づく救済が平等に行われるよう見直すことについて、全国知事会を通しても国に要望しているところです。</p> <p>○同制度を補完する北海道独自の支援制度については、国が毎年行う都道府県独自の被災者生活再建支援制度に係る調査の結果などを参考のうえ、他都府県の制度について、情報収集を行っております。</p> <p>○道の住家被害見舞金等については、道のホームページに掲載しており、制度の概要、要綱等を掲載して周知を図っております。</p>
(2) 平時における防災・減災の対策			
<p>北海道は、各地で頻発する自然災害、甚大な被害が想定される「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」に備えた防災・減災対策を総合的かつ計画的に進める。</p> <p>さらに、改正災害対策基本法にもとづく「避難情報に関するガイドライン」の実効性を高めるよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化すると共に、地域防災活動におけるインクルーシブという視点に注目しながら、災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう個別避難計画の作成を徹底する。</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○道では、激甚化・頻発化する気象災害に適切に対応できるよう、各種マニュアルの整備や防災教育の充実などを図りながら、地域防災力の一層の強化に取り組んでまいります。また、発生が切迫しているとされる日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震については、想定される甚大な被害を減少させるため、令和5年に減災計画を策定したところであり、地域の特性や積雪寒冷地特有の課題を踏まえたハード・ソフト両面からの総合的な対策を着実に実施してまいります。</p> <p>○Lアラートの活用などにより情報伝達体制の強化を図るとともに、住民等への災害情報伝達手段の多重化・多様化に活用可能な財政措置を周知するなど、引き続き取組を促進してまいります。</p>	<p>■日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関しては、津波襲来による甚大な被害の発生が想定され、特に冬季に発生した場合は、積雪寒冷地特有の対応が必要となる。道は、減災計画を策定のうえ、被害を最小化するための防災・減災対策を進めており、防災教育を通じた住民の避難意識の向上、避難経路の整備や避難場所での暖房器具や防寒具の備蓄等、引き続き、市町村や防災関係機関等と連携し、地震・津波対策の充実・強化に向けた取組を進めてもらいたい。</p> <p>■災害が発生したとき、支援や配慮が必要な障がい者や高齢者等に犠牲が集中する事態が報告されており、回答にある「避難行動要支援者名簿」の更新及び「個別避難計画」の作成を促進していくとともに、個別避難計画に基づく訓練等、各市町村における平常</p>	<p>【総務部危機対策局危機対策課、保健福祉部総務課】</p> <p>○令和3年5月の災害対策基本法の改正により、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務化され、ハザードマップで危険な地域に住んでいる等優先度の高い方については、概ね5年程度で計画を作成するよう求められているところです。</p> <p>○このため、道として、市町村における個別避難計画の作成が推進されるよう、国のモデル事業を活用し、制度説明や有識者による講演など基礎的な内容の全体研修会を開催するとともに、年間を通じて有識者がアドバイザーとして個別に支援するなど、避難行動要支援者名簿の更新や1件でも多くの計画が作成されるよう、市町村に対する支援を実施しているところです。</p> <p>○Lアラートの活用などにより情報伝達体制の強化を図るとともに、住民等への災害情報伝達手段の多重化・多様化に</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>○令和3年5月の災害対策基本法の改正により、障がい者や高齢者等の避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務化され、ハザードマップで危険な地域に住んでいる等優先度の高い方については、概ね5年程度で計画を作成するよう求められているところです。</p> <p>○このため、道として、市町村における個別避難計画の作成が推進されるよう、国のモデル事業等を活用し、制度説明や有識者による講演など基礎的な内容の全体研修会を開催するとともに、年間を通じて有識者がアドバイザーとして個別に支援するなど、避難行動要支援者名簿の更新や1件でも多くの計画が作成されるよう、引き続き、市町村に対する支援を実施してまいります。</p>	<p>時からの実践的な対策が必要であると考え。市町村における取組みが更に促進されるよう、道による対応の継続を求めたい。</p>	<p>活用可能な財政措置を周知するなど、引き続き取組を促進してまいります。</p>
3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化			
(1) 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～			
<p>① 経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をはかる。</p>	<p>【総務部行政局学事課】</p> <p>○経済的な事情を抱えながらも大学等への修学意欲のある方々に、自らの進路決定に当たって参考としていただけるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を道内の高等学校等に配布するとともに、道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載するなどして、各種支援制度の周知に努めています。</p> <p>【大学等修学のための経済的支援情報サイト】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/95213.html</p>	<p>■要請項目に対する道の回答は前年と同一である。HPにおける情報発信に加えて、道における奨学金返済困難者向け相談窓口開設を検討するよう要望を継続したい。</p> <p>■奨学金制度については、2010年代前半に奨学金の返済困難が社会問題として可視化され、奨学金問題対策全国会議や中央労福協が様々な団体や関係者と連携し、世論喚起や政策・制度の改善に取り組んできた。2017年度に給付型奨学金制度の創設、2020年度の大学等修学支援制度導入に伴う授業料減免や給付型奨学金の拡充、また、こども未来戦略「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策により、2024年度に授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」を中間層へ拡大するほか、2025年度から多子世帯の大学等の授業料を無償化することが決定しているが、高等教育進学率が過去最高(2022年時点83.8%)となるなかで、日本人の出生数は初めて80万人を下回った2022年から一段と少子化が進み、2024年は70万人を下回る見込みにある。</p>	<p>【総務部教育・法人局学事課】</p> <p>○経済的な事情を抱えながらも大学等への修学意欲のある方々に、自らの進路決定に当たって参考としていただけるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を道内の高等学校等に配布するとともに、道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載するなどして、各種支援制度の周知に努めています。</p> <p>【大学等修学のための経済的支援情報サイト】 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/95213.html</p>
<p>② 北海道は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかける。</p>	<p>【総務部行政局学事課】</p> <p>○道では、これまでも高等教育に係る教育費の負担軽減のため、日本学生支援機構の奨学金について貸与条件の緩和や枠の拡大、国による高等教育の修学支援制度について給付額の引上げや支援対象者の拡充など、制度の充実について要望してきており、引き続き、全国知事会とも連携し、国に対して要望してまいります。</p>		<p>【総務部教育・法人局学事課】</p> <p>○道では、これまでも高等教育に係る教育費の負担軽減のため、日本学生支援機構の奨学金について貸与条件の緩和や枠の拡大、国による高等教育の修学支援制度について給付額の引上げや支援対象者の拡充など、制度の充実について要望してきており、引き続き、全国知事会とも連携し、国に対して要望してまいります。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
		少子化の加速の一因として教育費負担が挙げられており、その負担軽減は喫緊の課題となっている。併せて、奨学金返済困難者の救済も引き続き解決していかなければならない課題となっており、社会の発展を支える豊かな高等教育の実現に向けて、奨学金制度の拡充・改善、教育費の負担軽減に係る要請を継続していく必要があると考える。	
<p>③ 北海道は、国の奨学金制度を補う観点から、独自の給付型奨学金制度の創設や、有利子の奨学金についての利子補給および返済支援等の制度拡充を検討・実施するほか、道内高校生を対象とした公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じた奨学金の貸付制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充する。</p> <p>なお、北海道労働金庫が取扱う「奨学金借換ローン」は、2017年10月の制度開始以降、累計で525件・12億7,742万円の融資実績（2024年6月末時点）にあり、この結果からも、社会人となった奨学金制度利用者において返済負担が重く押し掛かっている実態が明らかとなる。また、物価上昇の生活に対する影響が依然として続く中、今後、奨学金制度へのニーズはさらに高まることが予想されるほか、全国では大学卒業後に県内の特定する業種に就業する等の定められた要件を満たした場合、奨学金の返還を支援する仕組みが42都道府県717市町村（令和5年6月1日現在：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局調べ）で実施されている。高額な奨学金返還者に対する返済金負担の軽減は、地方における人口減少、少子・高齢化、地域の担い手不足等の各種課題に対応する重要な政策であると考えことから、他の都府県の事例も参考に、北海道が現在取り組む看護師等養成施設在学学生を対象とした奨学金返還支援の利用要件の拡充等を含め、更なる教育費の負担軽減に向けた制度の充実・改善について積極的に検討を進める。</p>	<p>【総務部行政局学事課】</p> <p>○国においては、令和2年度から、授業料、入学金の免除又は減額と、給付型奨学金の大幅拡充を行う高等教育修学支援新制度を実施しており、令和6年度からは、多子世帯の中間層や理工農系の中間層にも支援対象を拡大し、令和7年度からは、多子世帯の学生等に対して授業料を無償とする措置等を講ずることとしています。道では、関係部局により構成している庁内会議において、道としての修学支援のあり方などについて、国の制度の運用状況や課題等を踏まえながら、検討を進めてまいります。</p> <p>○道では、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じ、経済的理由により修学が困難な高校生に対して、無利子で奨学金の貸付を行っています。</p> <p>奨学金の返済に当たっては、災害や病気、けが、生活保護の受給など、家計の急変により返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等には、返還の免除を行うなどの救済措置を講じているところであり、今後とも、社会情勢を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。</p> <p>【総合政策部地域創生局地域政策課】</p> <p>○国の奨学金返還支援制度については、2020年6月に運用が改善され、対象要件の見直しや財政措置の拡充など、市町村が活用しやすい制度となったところです。</p> <p>○一方、道が奨学金返還支援に直接取り組むとした場合、都市部への就職を希望する学生の利用が集中し、地方企業の人材獲得と競合する可能性があることや、市町村が実施する場合に比べて、財政措置が低くなるといった課</p>	<p>■自治体による奨学金返還支援取組みの実施が全国的に広がりを見せ、北海道においても、道の「看護職員の修学資金制度」、道内99の市町村で自治体ごとに奨学金返還を支援する制度がある（令和6年3月、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局調査）。これは、地方の人口減少、特に生産年齢人口の減少傾向が続くことで地域経済の縮小がさらなる人口減少をまねく負のスパイラルが現実的な脅威となっていることから、若者の地方企業への就職や地方離れに対する歯止め、都市部からのUIJターン促進等、地方定着のための有効な施策として、国が地方公共団体の行う奨学金返還支援の取組みを推進していることが背景にある。</p> <p>道独自の給付型奨学金制度の創設等の要請に対する回答で示された道が奨学金返還支援に直接取り組むとした場合の課題に理解は示すものの、本道が他の都府県に先んじて人口減少による社会問題が深刻化している状況を鑑みると、道による奨学金返還支援の取組みを行う効果は高いと考え、引き続き、特定の分野に限定することのない、道としての積極的な施策の検討・実施を要望していきたい。</p> <p>■また、奨学金返還支援の取組み実施自治体における制度の周知、未実施自治体への制度創設に向けた働きかけ、併せて道内企業の奨学金返還支援の取組み、道内大学等教育機関が実施する修学等に係る各種支援制度の周知について、積極的に取り組んでいくことを期待する。</p>	<p>【総合政策部地域創生局地域政策課】</p> <p>○国の奨学金返還支援制度については、2020年6月に運用が改善され、対象要件の見直しや財政措置の拡充など、市町村が活用しやすい制度となったところです。</p> <p>○一方、道が奨学金返還支援に直接取り組むとした場合、都市部への就職を希望する学生の利用が集中し、地方企業の人材獲得と競合する可能性があることや、市町村が実施する場合に比べて、財政措置が低くなるといった課題があることから、引き続き、国の制度及び先行事例の市町村への情報提供を行うとともに、市町村の奨学金返還制度の学生等への周知など、市町村の取組支援に努めてまいります。</p> <p>【総務部教育・法人局学事課】</p> <p><独自の給付型奨学金制度等の関係></p> <p>○国においては、令和2年度から、授業料、入学金の免除又は減額と、給付型奨学金の大幅拡充を行う高等教育修学支援新制度を実施しており、令和6年度からは、多子世帯の中間層や理工農系の中間層にも支援対象を拡大することとしています。</p> <p>道では、関係部局により構成している庁内会議において、道としての修学支援のあり方などについて、国の制度の運用状況や課題等を踏まえながら、検討を進めてまいります。</p> <p><道内高校生を対象とした奨学金の関係></p> <p>○道では、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じ、経済的理由により修学が困難な高校生に対して、無利子で奨学金の貸付を行っています。</p> <p>奨学金の返済に当たっては、災害や病気、けが、生活保護の受給など、家計の急変により返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等には、返還</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>題があることから、引き続き、国の制度及び先行事例の市町村への情報提供を行うとともに、道HP等を活用した市町村の奨学金返還制度の学生等への周知など、市町村の取組支援に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部地域医療推進局医務業務課】</p> <p>○看護職員の修学資金制度については、地域への就業を促進するため、令和3年4月から、確保が特に困難な地域の中核病院に勤務する場合の貸付枠の新設や返還免除要件の見直しを行ったところです。</p> <p>○道としては、今後とも関係機関とも連携を図りながら、医療計画に基づき、「新規養成」、「就業定着」、「再就業促進」等の対策を一層推進し、地域において看護職員が安定的に確保できるよう努めてまいります。</p>		<p>の免除を行うなどの救済措置を講じているところであり、今後とも、社会情勢を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。</p>
④ 公立の職業訓練校の拡充（校数増・定員増）など、高校卒業生や社会人を対象とする職業教育の充実を図る。	<p>【経済部労働政策局産業人材課】</p> <p>○道では、職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設として、道内8箇所（札幌・函館・旭川・北見・室蘭・苫小牧・帯広・釧路）に設置したMONOテク（道立高等技術専門学院）において、ものづくり関連を中心に地域の産業を支える質の高い技能者を育成・輩出するため、地域や産業界のニーズに対応した職業訓練の実施に加え、企業に在職しながらスキルアップを目指す職業訓練を実施しているほか、離職を余儀なくされた方々を対象にIT技能習得や介護などの分野に係る職業訓練を民間職業訓練機関等へ委託し幅広く実施しているところです。</p> <p>引き続き、道としては、地域のさまざまな機関とも連携をしながら、地域や産業界のニーズに対応した職業訓練を展開し、職業能力の開発に向けた訓練機会を提供してまいります。</p>	<p>■本要請は、高卒後即就職という進路が以前と比べ十分な収入を得られない状態であること、また、終身雇用の再編や女性の継続就業の必要性、再就職ニーズの高まりなど、一旦労働市場に出た後で職業能力を身につけるために「学び直し」を求めている人が増加していることを踏まえ行うものである。</p> <p>道の回答にも職業訓練を幅広く実施していること、引き続き職業能力の開発に向けた訓練機会を提供していく旨が示されており、取組みの充実を期待したい。</p>	<p>【経済部産業人材課】</p> <p>○道では、職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設として、道内8箇所（札幌・函館・旭川・北見・室蘭・苫小牧・帯広・釧路）に設置したMONOテク（道立高等技術専門学院）において、ものづくり関連を中心に地域の産業を支える質の高い技能者を育成・輩出するため、地域や産業界のニーズに対応した職業訓練の実施に加え、企業に在職しながらスキルアップを目指す職業訓練を実施しているほか、景気動向等により離職を余儀なくされた方々を対象にIT技能習得や介護などの分野に係る職業訓練を民間職業訓練機関等へ委託し幅広く実施しているところ。</p> <p>引き続き、道としては、地域のさまざまな機関とも連携をしながら、地域や産業界のニーズに対応した職業訓練を展開し、職業能力の開発に向けた訓練機会を提供してまいります。</p>
(2) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備			
① 自立相談窓口には、若年層、女性、セクシャルマイノリティ、外国人等、特段の配慮や専門性を要する方の相談対応が求められていることから、制度を熟知し、多様な支援機関のネットワークを有した専門相談員の配置を進める。また、相談支援にあたる人材の専門的資質を高めるため、相談支援員に対して研修の充実、社会福祉士などの資	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○生活困窮者自立支援制度による相談支援が適切に機能するためには、様々な課題に関する相談について、包括的に対応できる支援員を配置することが重要であることから、現行の生活困窮者自立支援法では、生活困窮者</p>	<p>■道より、相談員・支援員に係る人材養成研修の受講推進や処遇改善のための予算確保について回答されている。相談者の抱える課題が複雑・複合化している実態にあり、本制度を支える相談員の相談対応力</p>	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○道では、生活困窮者自立支援制度の趣旨及び目的等について、各種通知やホームページ等を用いて関係者や住民へ周知しているところであり、引き続き、研修や会議などの機会を捉え、制度の一層の周知を図ってまいります。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
格取得へのサポート、専門性にみあった報酬水準への引き上げをはかる。	への自立支援を適切に行うために必要な人員の配置が努力義務となっております。 ○道としては、国や道が実施する人材養成研修の受講を推進するとともに、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めていきます。	の向上、処遇改善、人員の充実等、人的体制の強化が必要である。道としての継続的な取組みを求めたい。	○相談員・支援員については、改正法により、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置することが努力義務化されたことを踏まえ、国や道が実施する人材養成研修の受講を推進するとともに、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めているところです。
② 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断し、複数年契約による委託や支援員等に係る人件費予算の傾斜配分を実施する。	【保健福祉部福祉局地域福祉課】 ○道が行う生活困窮者自立相談支援事業の委託先は、生活困窮者等に対する相談支援の実績があり、本事業の趣旨を理解し、公正・中立かつ効率的に実施できる事業者を公募するなどして、適切な選定に努めています。	■生活困窮者自立支援事業の委託について、前年同様の回答となり、道においては、これまでの実績や制度趣旨の理解、効率的な実施の観点から公募により選定しているとのことではあるが、質の高い支援を行うためにも、人材確保やノウハウ継承を含む事業継続を鑑みて複数年の委託契約や予算の傾斜配分も検討すべきと考える。	○なお、道が行う生活困窮者自立相談支援事業の委託先については、生活困窮者等に対する相談支援の実績があり、本事業の趣旨を理解し、公正・中立かつ効率的に実施できる事業者を公募するなどして、適切な選定に努めています。
③ 道内すべての福祉事務所設置自治体で実施する就労準備支援事業、家計改善支援事業については、広域連携を促進しながら、効果的かつ効率的な支援の実現をはかる。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、地方自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる。	【保健福祉部福祉局地域福祉課】 ○一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業など、生活困窮者自立支援制度における各任意事業について、道としては、各市への情報提供等により事業実施を推進するなどの働きかけや支援を行ってまいります。	■生活困窮者自立支援制度における各任意事業について、道は情報提供等により事業の推進を図っており、行政内部の連携促進や市域を超えたネットワークづくり等、その取組みを強化していくよう求めたい。	【保健福祉部地域福祉課】 ○一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業など、生活困窮者自立支援制度における各任意事業について、道としては、各市への情報提供等により事業実施を推進するなどの働きかけや支援を行ってまいります。 ○また、道では、市町村等の職員への支援や制度を熟知し多様な機関と連携する相談員の配置、市域を超えたネットワークづくりについて、国や道が実施する人材養成研修の受講を進めるなどして、広域の情報交換会やネットワークづくりの取組を推進してまいります。
④ 生活福祉資金貸付制度の特例貸付について、厚生労働省の事務連絡（2023年5月8日付）も踏まえて住民税非課税世帯以外でも償還が困難な場合は償還免除を行うとともに、社会福祉協議会をはじめ、継続的な伴走支援を行う生活困窮者自立支援事業を含めた支援体制を強化する。	【保健福祉部地域福祉課】 ○生活福祉資金の特例貸付については、借受人の生活状況を丁寧に聞き取った上で、住民税が非課税である場合のほか、償還の見込みがない方なども含めて、償還免除の要件に該当するか否かを判断してまいります。	■生活福祉資金貸付制度の特例貸付に関する償還免除について、国が決めた要件に該当するかどうかを適切に判断していることと推察するが、返済免除にはならず生活に困っている方や貸付の返済によって生活困窮に陥る方に対し、状況に応じた柔軟な対応を期待したい。	○このほか、昨今の新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響によって生活困窮者への支援ニーズが増大している状況を踏まえ、道では、地域全体で生活困窮者を支援するため、各振興局で官民によるプラットフォームを整備し、食糧・物資支援や子ども食堂を含む居場所づくり、一時的な住まいが必要な方への支援等に取り組む民間団体の活動費用の一部を補助するなど、地域の実情に応じた支援体制が構築されるよう、積極的な運用に取り組んでまいります。 ○なお、生活福祉資金の特例貸付については、借受人の生活状況を丁寧に聞き取った上で、住民税が非課税である場合のほか、償還の見込みがない方なども含めて、償還免除の要件に該当するか否かを判断してまいります。

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
⑤ 国の 2024 年度予算で創設された就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給の仕組みを活用し、就労に向けた取り組みを促進する。	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業は、生活リズムの課題や就労意欲の低下などにより直ちに一般就労することが困難な方を対象に、就労による自立に向けて、就労体験をはじめ、日常生活・社会生活・経済的自立のための訓練を実施するものです。</p> <p>○当該事業は、生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、自立相談支援事業や家計改善支援事業と相互補完的・連続的な支援を行うことが効果的であることから、未実施の福祉事務所に対し、積極的に実施を検討するよう、引き続き促してまいります。</p>	<p>■国は、就労準備支援事業で実施される就労体験について、利用者の金銭的負担軽減と就労体験の利用促進を目的に交通費を支給する仕組みを創設している。道より未実施の福祉事務所に対し積極的に実施することを促進していく旨回答されており、道内どこでも必要な支援が受けられる体制が整備されていくことを期待し、今後の取組みを注視したい。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)
⑥ 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との密接な連携のもと、それぞれの特色を活かした上で重なり合い、一体的で切れ目ない支援を行う。また、生活困窮者自立支援法の改正に伴い、生活困窮者向けの就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業を生活保護利用者が利用する場合は、ケースワーカーが継続的に関与するとともに、現場の業務負担の増加により支援の質の低下を招かないよう両実施機関の適切な人員配置を確保する。	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○これまで、生活困窮者向けの事業は、生活保護受給者を対象としていなかったため、自治体が生活保護受給者向けの事業を実施していない場合には、当該自治体の生活保護受給者は就労準備支援事業等による支援を受けることができませんでしたが、令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行の生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を、一定の要件に該当する生活保護受給者も対象として実施できるようになりました。</p> <p>○国は、今後、詳細は省令で定める予定としていることから、道としては国の動向を注視しつつ、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。</p>	<p>■コロナ禍を経て、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を必要とする人は増加している。両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保することが課題であり、道の回答にもある「制度間の切れ目のない継続的な支援」を行うため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が求められる。今般の法改正を踏まえ、適切な対応が図られていくことを求めたい。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)
(3) 利用しやすい生活保護制度への改善			
① 生活保護に対するスティグマをなくすため、生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に周知する。また、申請書やパンフレットを最新情報にアップデートした上で Web 掲載するとともに、福祉事務所や行政の各相談窓口を設置し、オンライン申請や FAX 申請にも対応するなど、運用の緩和を行う。	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○生活保護制度について、今後とも、ホームページや保護のしおりを活用し、制度の周知を図るなど、保護が必要な方々に確実かつ円滑に保護が実施されるよう努めてまいります。</p>	<p>■前年同一の回答となり、申請方法に係る運用緩和についての言及はないが、制度の周知についてはホームページやしおりを活用し、道として適切な対応が図られていると思料する。</p> <p>今後とも生活保護行政の動向に注目し、必要な対応を継続したい。</p>	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○生活保護制度について、今後とも、ホームページや保護のしおりを活用し、制度の周知を図るなど、保護が必要な方々に確実かつ円滑に保護が実施されるよう努めてまいります。</p>
② 生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善を図り、正規公務員による	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○生活保護に関する業務は、法律・規則のほか、保護の実施要領をはじめとする数多くの通知に基づいて実施す</p>		<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○生活保護に関する業務は、法律・規則のほか、保護の実施要領をはじめとする数多くの通知に基づいて実施する必要が</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
ケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求める。	る必要があり、専門性を備えた職員による対応が求められることから、今後も福祉事務所における必要な実施体制の確保について、国に対して、要望してまいります。		あり、専門性を備えた職員による対応が求められることから、今後も福祉事務所における必要な実施体制の確保について、国に対して、要望してまいります。
(4) 子どもの貧困・虐待対策の強化			
① 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢をいっそう明確化する。新たに施行されたこども基本法や、令和5年秋頃に策定が予定されている「こども大綱」の主旨を押しつつ、「北海道子どもの貧困対策推進計画」において、相談、経済的支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援等の施策を推進し、目標達成に向けた着実な取り組みを進める。特に、ひとり親・生活保護受給世帯の子どもの進学率の低さは、教育格差是正の観点からも早急に改善すべき課題であり、コロナ禍以降、格差・貧困の拡大が懸念されるため、支援対策をきめ細かく行うこと。	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】</p> <p>○道では、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、相談支援、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を中心とする施策に重点的に取り組んでいるところです。</p> <p>○今年度は次期計画の策定年ではありますが、道ではこども基本法に基づき、本道における子ども施策を総合的・一体的に推進するため、第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画、第2次青少年健全育成基本計画、第二期北海道こどもの貧困対策推進計画を一つにまとめ、「道こども計画」として策定することとしております。</p> <p>○次期計画においても、「こども大綱」等の主旨も踏まえつつ、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図ってまいります。</p>	<p>■道では、2020年度から5年間を計画期間とする「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定のうえ、子どもの貧困対策に関する施策を推進しており、今年度、子ども施策を総合的・一体的に推進する「道こども計画」を策定することが回答されている。</p> <p>■北海道は、全国と比較して生活保護世帯やひとり親世帯が多く、厳しい実態にあることが窺える。また、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学進学率が低い等、経済格差が教育・学力格差につながっている実態も明らかとなっている。子どもの貧困対策にあたっては、政府や自治体の適切な支援が不可欠であり、さらには NPO 等の民間も含めた社会全体で支援を行っていくべきと考える。長引く物価高騰の影響により経済的に厳しい状況にある方がいることを踏まえ、関連団体とも連携のうえ、子どもの貧困対策に係る要請を継続していきたい。</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】</p> <p>○道では、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、相談支援、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を中心とする施策に重点的に取り組んでいるところです。</p> <p>○また、来年度は次期計画の策定年であることから、「こども大綱」等の主旨も踏まえつつ、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連絡することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図ってまいります。</p>
② 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化する。また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童相談所の設置について、児童福祉法で義務づけられている道と政令指定市に加え、中核市についても設置を促進するとともに、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する。	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】</p> <p>○児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のためには、児童福祉司等の専門職員の増員など、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村をはじめとする地域の関係機関が情報を共有し、緊密な連携の下で見守りを行い、必要な支援に繋げることが重要です。</p> <p>○このため、道では、児童福祉司等の専門職員を計画的に増員してきたほか、新たな分室の設置による体制強化や、職種別、階層別の実践的なカリキュラムに基づく研修を通じ、職員の専門性や対応力の向上を図ってきたところです。</p> <p>○また、地域の見守り支援機能が十分に発揮されるよう、各児童相談所の職員が直接市町村に出向き、要保護児童対策地域協議会の運営に関する技術的助言を行うほか、全ての妊産婦や子育て世帯を対象に、切れ目なく相談や</p>	<p>■道として、専門職員の増員や相談体制の充実等、児童相談所の体制強化に係る要請内容への対応が図られているものと思料する。</p> <p>児童虐待防止に対する社会的関心の高まりもあり、児童相談所が虐待事案として相談対応した件数は高止まりで推移している。引き続き、実効性のある予防・防止対策が図られるよう、道の対応を注視していくこととしたい。</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】</p> <p>○児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のためには、児童福祉司等の専門職員の増員など、児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村をはじめとする地域の関係機関が情報を共有し、緊密な連携の下で見守りを行い、必要な支援に繋げることが重要です。</p> <p>○このため、道では、児童福祉司等の専門職員を計画的に増員してきたほか、新たな分室の設置による体制強化や、実践的なカリキュラムに基づく研修を通じた職員の対応能力向上を図ってきたところです。</p> <p>○また、地域の見守り支援機能が十分に発揮されるよう、各児童相談所の職員が直接市町村に出向き、要保護児童対策地域協議会の運営に関する技術的助言を行うなど、引き続き、関係機関と緊密に連携しながら、できる限り家庭に身近な場所で、子どもや家庭への支援が行われるよう、地域</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	支援を行う「こども家庭センター」の早期設置を促すなど、引き続き、関係機関と緊密に連携しながら、できる限り家庭に身近な場所で、子どもや家庭への支援が行われるよう、地域における児童相談体制の一層の充実に向けて取り組んでまいります。		における児童相談体制の一層の充実に向けて取り組んでまいります。
③ 2023 年 12 月 22 日、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、国は、各自治体に居場所づくりを計画的に進めるよう求めるなど、子ども家庭庁を中心に子どもの居場所づくりを推進している。各地域において、子ども食堂をはじめとする多様な居場所づくりが NPO 等の民間団体でも盛んになっており、北海道は、実態調査・把握や広報啓発活動、コーディネーターの配置等、管内市町村と連携を図りながら、地域事情を踏まえた居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組みを支援・推進すること。	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課、子ども家庭支援課】</p> <p>○こども食堂をはじめとするこどもの居場所は、様々な事情を抱えた子どもたちが、家庭や学校以外で安心して過ごすことのできる場として、また、信頼できる大人との出会いや仲間の発見、地域とのつながりを実感できる場として、子どもや若者の健やかな成長に重要な役割を果たしているものと認識しております。</p> <p>○道としては、こどもの居場所に関する各種支援事業について、市町村や関係団体に広く周知し、積極的な活用を促すとともに、こどもの居場所の設置促進や運営支援のため、コーディネーター派遣や相談窓口の設置を行っており、今後とも、市町村や関係機関と連携しながら地域における好事例やニーズ等の把握に努め、こどもの居場所を確保し、安定的に運営されるよう取り組んでまいります。</p>	<p>■いまや全国的な広がりをみせている「こども食堂」や改正児童福祉法で市区町村が設置に努めることとなった「こども家庭センター」等、子どもたちが生活習慣や学習習慣を身につけることに加え、他者とのコミュニケーションや好奇心を育む機会となる子どもの居場所づくりの重要性が、社会で認識され始めている。</p> <p>■道における設置促進や運営支援のためのコーディネーター派遣、相談窓口の設置などの具体的側面支援の内容が回答で示され、その取組みを評価したい。引き続き、市町村や関係団体へのサポート・支援に向けた取組みを継続し、子どもたちが安心して過ごせる居場所が拡充されることを期待したい。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)
(5) フードバンク活動の促進			
① フードバンクを食品ロス削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけ、福祉行政所管部署と関連する部署との能動的な連携体制を構築する。そのうえで、生活困窮者支援に関わる行政や民間団体を通じたフードバンク食品の提供、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策の検討を進める。	<p>【保健福祉部総務課、農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課】</p> <p>○フードバンクから福祉分野への食品の提供については、福祉行政を所管する部署が、必要に応じて関係する部署と連携しながら対応してまいります。</p> <p>○食品ロス削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する取組であることから、道では、令和3年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、関係部局が連携して取組を進めております。</p> <p>○食品ロス削減は、家庭や食品製造業及び外食産業などの各段階において食品ロスを発生させないことが重要ですが、まだ食べることができる未利用食品については、フードバンク活動も有効であることから、関係部署が連携し、国の事業の周知や消費者などの機運醸成</p>	<p>■生活困窮者向けの食糧支援や災害時における被災者への食糧提供など、フードバンク活動の食品ロス削減に止まらない取組みは、福祉・災害時対応における行政の機能を補完する見地からも有効と考える。福祉的な側面でのフードバンクに対する期待は今後より高まると思われ、道の主管部署より「関係部署と連携して対応する」との回答が示されたことを評価したい。</p>	○以下より道の所管はない旨、回答。 ※ 農政部：福祉分野として位置づけする所管ではない。 保健福祉部：フードバンクに関して所管していない。
② 「食品ロス削減の推進に関する法律」の施行および「食品ロス削減推進基本方針」(2020年3月31日閣議決定)を踏まえて策定された「北海道食品ロス削減推進計画」に基づき、フードバンクが継続的・安定的に発展でき		<p>■「北海道食品ロス削減推進計画」に基づく対応が図られているものと思料する。道としてフードバンク活動の周知や道民の機運醸成、フードバンク団体と</p>	<p>【農政部 食の安全推進局食品政策課】</p> <p>○食品ロス削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する取組であることから、道では、令和2年3月に「北海道食品ロ</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
<p>るよう、フードバンク団体の基盤強化(活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など)に向けた支援策、自治体とフードバンク団体との連携施策を拡充し、必要な財源を確保する。</p>	<p>を図っていきます。</p> <p><参考：国事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減総合対策事業(令和7年度2.24億円) フードサプライチェーン全体における需要予測の高度化や外食産業における店舗オペレーションのマニュアル化に対する支援、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築等に関する実証。 ・食品アクセス総合対策事業(令和7年度3.85億円) 地域の関係者(地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等)が連携して取り組む体制づくりや、フードバンク等に対し、スタートアップや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施。 	<p>の連携構築に向けた取組みは、食品廃棄物の削減に結びつける環境対策の側面で効果的であると考え。フードバンク活動を推進するうえで行政との連携を欠かすことはできず、引き続き、フードバンク団体の体制強化のため、その支援等の施策検討を求めたい。</p>	<p>ス削減推進計画」を策定し、関係部局が連携して取組を進めております。</p> <p>○食品ロスの削減は、家庭や食品製造業及び外食産業などの各段階において食品ロスが発生させないことが重要であります。また食べることができる未利用食品については、フードバンク活動も有効であることから、関係部署が連携し、国の事業の周知や消費者などの機運醸成を図っていきます。</p>
(6) 自死・多重債務対策等			
<p>① 国内の2023年の自殺者数は2万人を超え、20歳代以下の若年層が前年から大幅増となったほか、小中高生は過去2番目に多く高止まりしているなど、深刻な状況が続いている。北海道においても依然として多くの尊い命が失われており、自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき策定された「北海道自殺対策行動計画」の目標を早期に達成するため、実効性のある施策を強力かつ迅速に推進する。</p>	<p>【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p> <p>○道では、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした「第4期北海道自殺対策行動計画」を令和5年3月に策定し、12の重点事項と53の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。</p> <p>○この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」、各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて各機関の取組の現状及び進捗について把握し、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。</p>	<p>■厚生労働省が発表した2024年の全国の自殺者数は2万268人と統計以来2番目の少なさであったものの、小中高生の自殺が過去最多を記録している。</p> <p>■道として「第4期北海道自殺対策行動計画」に基づく施策が推進されているものと推察するが、計画目標(令和9年までに平成28年と比較して自死者30%以上減少させる)の達成に向けた継続的な取組を進めていくとともに、子どもの自殺者数が増加傾向にある現状を重く受け止め、その対策を強化する必要があると考える。</p>	<p>【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p> <p>○道では、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とした「第4期北海道自殺対策行動計画」を令和5年3月に策定し、12の重点事項と53の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。</p> <p>○この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」、各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。</p>
<p>② 若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されているSNS相談活動および「北海道こころの健康SNS相談」について、自殺対策におけるSNS相談事業ガイドライン等を活用して相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止するとともに、若年層からのSOSの出し方だけでなく、相談を受け止める側(民間委託先事業者の相談員を含む)の研修を含めた自殺予防教育の充実をはかる。</p>	<p>【教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課】</p> <p>○令和5年度に実施した「SNSを活用した相談事業」実施結果については、当課のホームページで公表しています。</p> <p>○今年度は、5月1日から5月13日、長期休業前後の8月7日から9月18日まで及び1月8日から1月31日までの毎日と、5月20日から3月24日までの毎週月曜日の計116日間、事業を実施しているところです。</p>	<p>■「SNSを活用した相談事業」や「北海道こころの健康SNS相談」など、この間の効果的な相談体制の構築に向けた道の対応を評価したい。また、相談員に対する研修の実施等、道として要請内容に係る一定の対応が図られているものと判断する。</p> <p>■引き続き、相談事業の推進、体制整備を進めるとともに、切れ目のない相談支援や見守り・交流の場を</p>	<p>【教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課】</p> <p>○令和4年度に実施した「SNSを活用した相談事業」実施結果については、当課のホームページで公表しています。</p> <p>○今年度は、5月1日から3月25日までの毎週月曜日と、5月1日から5月14日、長期休業前後の8月7日から9月18日まで及び1月8日から1月31日までの毎日の計116日間、事業を実施しているところです。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
<p>また、相談の次に求められる受け皿として、様々な形の居場所(リアルやネットによってつながる機会)の拡充が必要となることから、北海道地域自殺対策強化事業の補助を活用するなどして、多様な受け皿、居場所づくりに対する支援を充実させていく。</p>	<p>○また、道保健福祉部では「北海道こころの健康SNS相談」を実施しており、いじめや自死防止へ向け、効果的な相談体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○なお、自殺に関する内容を含む相談に適切に対応できるよう、道教委と委託事業者が協議しながら相談に対応する相談員に対する研修の実施などに取り組んでいるところです。</p>	<p>確保することを目的とした多様な受け皿・居場所づくりのため、孤立支援に取り組むNPO等との連携やその活動を支援することを要請したい。</p>	<p>○また、道保健福祉部では「北海道こころの健康SNS相談」を実施しており、いじめや自死防止へ向け、効果的な相談体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○なお、自殺に関する内容を含む相談に適切に対応できるよう、道教委と委託事業者が協議しながら相談に対応する相談員に対する研修の実施などに取り組んでいるところです。</p>
<p>③ 多重債務の誘発が懸念されるカジノ解禁について、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析し、カジノを誘致しない。</p>	<p>【経済部観光局観光振興課】</p> <p>○IRは、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する大きな可能性が期待される一方で、近年のデジタル技術の進展や資材価格の高騰等により、投資環境や観光需要などの動向は、大きく変化しているため、今後の社会経済情勢を見極めるとともに、先行地域の取組状況や国の動向などを十分注視していく必要があります。</p> <p>○道としては、こうした状況も踏まえながら、中長期的な視点に立って、諸課題の整理を含め、必要な検討を行ってまいります。</p>	<p>■IR(統合型リゾート)の誘致に関しては、カジノ解禁・施設誘致によりギャンブル依存症の増加や反社会的勢力の介入などの問題が生じる恐れが指摘されている。こうした懸念も含め、道における中長期的な諸課題の整理に際しては、冷静な分析と対応が求められることは言うまでもなく、引き続き、道の対応に注目したい。</p>	<p>【経済部観光局観光振興課】</p> <p>○IRは、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する大きな可能性が期待される一方で、IRを取り巻く投資環境や観光需要などの動向は、コロナ禍を経て、大きく変化しているため、今後の社会経済情勢を見極めるとともに、先行地域の取組状況や国の動向などを十分注視していく必要があります。</p> <p>○道としては、こうした状況も踏まえながら、中長期的な視点に立って、諸課題の整理を行い、必要な検討を進めてまいります。</p>
<p>(7) 「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進と制度拡充</p>			
<p>① 政府は、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネット構築、人への投資強化等を目的に雇用保険法等の一部を改正し、労働者が安心して再就職を行うことができるよう、および労働者の主体的なり・スキリング等に対する支援をより一層強化・推進していこうとしている。また、2024年5月の全国労働力調査では、前年同月比で完全失業者率が横ばいのなか、求職理由別にみると「勤め先や事業の都合による離職」は減少、「自発的な離職(自己都合)」は増加している状況にある。</p> <p>一方、離職した際の子の教育費を含む一時的な支出への対応等、離職に伴う心理的安全性の確保は不可欠であり、本融資制度が担う役割の意義は大きいと考える。昨年、自己都合離職者を本融資制度の融資対象に加えるよう要請を行い、道より今後の動向を注視するとの回答を得ているところであり、改めて政府方針との整合が求められること、労働移動の円滑化は社会の要請であること等を踏まえ、離職者の融資条件から離職理由を撤廃し、自己都合離職者を含め失業給付を受給できる離職者全てを融資対</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>① 「勤労者福祉資金融資制度」は、道内に居住する中小企業者及びその他の法人の従業員、非正規労働者、季節労働者及び離職者が生活する上で必要な資金を融資することにより、その生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としており、道としては、本制度を雇用のセーフティネットの一環として運用しているところです。</p> <p>このようなことから、離職者については、企業倒産など事業主の都合により離職された方を融資対象としているところであり、自己都合離職者の対象化は想定していません。</p> <p>② 本年4月から医療法人、社会福祉法人、NPO法人等の法人に雇用されている方を新たに融資対象として追加しており、このような方々の融資利用動向を注視するとともに、類似している生活福祉資金貸付の特例措置や融資実績、民間金融機関の個人向け商品の取扱状況も踏まえ、対応してまいります。</p>	<p>■ 「勤労者福祉資金融資制度」は、北海道銀行、北洋銀行、労働金庫、そのほか道内20信金、6信組で取扱う低金利・低廉な保証料率(不要の場合あり)が適用される融資制度であり、北海道が運用することにより公的で安心感もある。本融資制度の目的は、道の回答に記載あるとおり、道内勤労者の生活維持・生活の質向上を図ることであるが、近年、勤労者を取巻く環境が厳しさを増しているにも拘らず、利用件数は減少傾向にある。</p> <p>■ 本制度を真に広く道民・勤労者のセーフティネット機能として有効に活用されるべきと考え、当協議会加盟団体である北海道労信協の要請により制度の普及・浸透、融資対象の拡充を求めているものの、道との見解に一部齟齬が生じているように思われる。</p> <p>■ 今般、北海道労信協ではインパクト評価を実施し、勤労者福祉資金融資制度のニーズや制度面の課題について分析を行った。当該評価報告書をもとに、今</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○ 「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進についてですが、道としては、本制度を雇用のセーフティネットの一環として運用しており、これまで制度の普及に向け、周知・PRを実施してきたところです。</p> <p>本制度の他に一般金融機関の融資制度や公的支援サービスなどがありますが、どの貸付等を利用するかは利用者が選択すべきものと考えています。</p> <p>① 国が自己都合離職者に対する雇用保険給付条件の見直し検討を開始したことは承知しており、今後の動向を注視してまいります。</p> <p>② 融資対象者の拡充については、現在、制度改正を要求中です。</p> <p>③ 本制度を民間へ委譲し、道民のセーフティネット機能として運用するのであれば、現行の低金利での融資が求められるとともに、道からの出捐金の返還を要請することとなります。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
<p>象とし、よりシームレスな支援を可能とすることとした。</p> <p>② 今年度より融資対象とする正規常用労働者に NPO 法人、医療法人、社会福祉法人等の職員が追加されたが、従前からの求めは「中小企業従業員」から勤務先を限定しない「勤労者」への変更である。</p> <p>近年、大企業とされてきた企業が減資によって中小企業へ衣替えするケースが相当数ある一方、働き方改革によって多様な人材の活用や働き方が進んできており、勤務先だけで対象者を区別することの合理的な根拠が薄らいでいる。道は、類似制度の状況やニーズの把握を理由に勤務先による区別を残していると推察するが、社会情勢・ライフスタイルの変化等を踏まえ、企業規模等の区別に拘ることなく、一人でも多くの制度を必要とする道民勤労者が利用できるよう制度改正を目指すべきである。については、融資対象となる正規常用労働者における「中小企業従業員」の制限をなくし、広く「勤労者」に変更することで公的制度における支援の充実と差別・不公平を解消させることが不可欠と考える。</p> <p>③ 教宣活動を含め、これまで本融資制度の普及に関する要請を繰り返し行ってきたが、運営主体である北海道の対応は総じて消極的であったと感じる。現在、北海道勤労者信用基金協会が一般勤労者（制度未利用者及び制度利用者）、取扱金融機関、社会福祉協議会やハローワークといった先に向けたアンケート調査を実施しており、その集約結果等も踏まえ、改めて本融資制度が道内で働く人にとってのセーフティネット機能として有効活用されるための具体的な対応について協議していきたい。</p>	<p>③利用促進につきましては、ホームページによる紹介に加え、リーフレットを経済団体や労働団体、公共職業安定所といった公共機関などにも送付し、広く周知・PRに努めているところであります。</p>	<p>後は、今次要請行動とは切り離し、北海道労信協と道の担当部門にて協議・対応を進め、より多くの道民・勤労者の生活安定、福祉向上に資する制度となることを期待する。</p>	

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
4. 消費者政策の充実強化			
(1) 消費者団体の公益的活動に対する支援 北海道は、現に公益的な活動を行う適格消費者団体、特定適格消費者団体および各地に設立されている消費者団体に対し、その意義を社会的にも評価し、財政面・情報面の支援を行うこと。なかでも、2021年10月に「NPO法人 消費者支援ネット北海道」が特定適格消費者団体の認定を受けたことを踏まえ、当団体の公益的活動が持続的に展開できるよう、継続して財政面・情報面での最大限の協力と支援を行う。	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○道では、北海道消費生活条例において、道民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとしており、団体の活性化・体制強化を図るために、従前からその活動を支援しています。</p> <p>○「NPO法人消費者支援ネット北海道」にあつては、事業者への申入れや違法行為の差止めに関する活動、さらには消費生活相談員向けの分かりやすい解説資料の作成など、多様な取組を真摯に実施されており、訴訟案件については、概ね同法人側の主張に沿った形で和解が成立するなど、特定適格消費者団体としての役割を適切に果たされているものと認識しています。</p> <p>○道としては、国の交付金の状況や同法人の意向、取組の状況も勘案しながら、消費者取引の適正化はもとより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、引き続き、同法人の活動を支援してまいります。</p>	<p>■回答内容から、当協議会が会員となる「NPO法人 消費者支援ネット北海道」の活動とその成果が認められているものと推察する。</p> <p>引き続き、当該団体をはじめとする消費者団体との連携により、複雑化する消費者取引の適正化および消費者被害の未然防止に向けた対応を求めたい。</p>	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○道は、道民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとしており、団体の活性化・体制強化を図るために、その活動を支援しています。</p> <p>○「NPO法人消費者支援ネット北海道」にあつては、事業者への申入れや違法行為の差止めに関する活動、さらには消費生活相談員向けの分かりやすい解説資料の作成などを活発に実施していただいております、訴訟案件になったものは、概ねホクネット側の主張に沿った形で和解が成立するなど、特定適格消費者団体として十分な成果を上げているものと認識しています。</p> <p>○道においては、国の地方消費者行政強化交付金の動向を踏まえ、当該法人の意向も勘案しながら、引き続き、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、当該法人の行う活動を支援してまいります。</p>
(2) 地域における消費者教育の推進 北海道は、「消費者教育の推進に関する基本方針」および「第3次北海道消費生活基本計画」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進める。特に、増加する高齢者単独世帯や成年年齢18歳への引き下げへの対策、エシカル消費(倫理的消費)について、消費者教育に関する各種施策の拡充を求める。	<p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○道では、消費者教育の推進に当たり、地域における消費者問題への解決力強化を図るため、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成するため、国の基本方針も踏まえながら、消費者を対象に講座やセミナーを開催しています。</p> <p>今後も国の交付金を活用しながら、消費者教育の充実・強化に取り組んでまいります。</p> <p>○また、高齢者の孤立化・孤独化に対しては、地域の見守りネットワークを活用して、きめ細やかな情報提供を行っているほか、若年層に対しては、SNS等により「若年者のための消費生活サポート情報」を毎月配信するなどしており、引き続き、消費者被害の防止に努めてまいります。</p> <p>○さらに、エシカル消費については、啓発資材の作成・配付、展示や、ホームページでの情報提供などにより理解</p>	<p>■高齢者単独世帯、成年年齢引下げ等、各種消費者被害の防止に向けた道の対応が回答で示され、エシカル消費を含め消費者教育の実践に努めていることが窺われる。引き続き、消費者の多様化を踏まえたきめ細やかな対応を図り、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を推進していくことを期待する。</p>	<p>【経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課】</p> <p>○本道は家庭からの温室効果ガス排出量が全国比1.3倍と多いことから、各家庭からの排出量を見える化するため、スマートフォンアプリ「北海道ゼロチャレ!家計簿」を開発し、市町村や各種団体の協力も得ながら、普及啓発に取り組んでいます。</p> <p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>○消費者教育の推進に当たって、道では、国の基本方針を踏まえつつ、地域社会における消費者問題に対する解決力の強化を図るため、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成するため、消費者を対象に講座やセミナーを開催しており、市町村においても、様々な取組が進められていると承知をしているところです。</p> <p>今後も国の地方消費者行政強化交付金を活用しながら、消費者教育が充実・強化されるよう取り組んでまいります。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	促進を図り、人や社会、環境、地域等に配慮した消費行動を促進してまいります。		<p>○また、成年年齢の引き下げに関して、毎月、「若年者のための消費生活サポート情報」をホームページ、SNS、ブログ等で周知し、注意喚起を行っています。</p> <p>○さらに、啓発資材の作成・配布、展示や、ホームページでの情報提供などの普及・啓発により、消費者にエシカル消費等 SDGs 達成に貢献する消費行動を促すとともに、増加する高齢者単独世帯への対策についても、地域の見守りネットワークを活用した高齢者等へのきめ細やかな情報提供を行うなど、様々な主体と連携しながら、さらなる消費者被害の防止に取り組んでまいります。</p>
<p>(4) 消費者と事業者の良好な関係性の促進</p> <p>北海道は、一部の顧客等による過剰な要求、暴言・暴力等の問題、いわゆるカスハラについて、公共の利益および消費者・事業者双方の権利を守る観点から、お互いがともに尊重し合い良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めるとともに、問題を未然に防ぐ対策および問題が発生した際に事業者が採るべき対策の指針を周知し、共有化をはかる。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課、環境生活部くらし安全局消費者安全課】</p> <p>○顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」は、セクハラやパワハラと同様に、労働者の方々へ多大なストレスを与えるほか、人権を侵害する行為と認識しており、令和6年11月に道議会で議決されました「北海道カスタマーハラスメント防止条例」は、こうしたカスハラの抑止に向けた強いメッセージとなるとともに、事業者の方々などの現場における拠り所となるものと考えております。</p> <p>○道では、この条例に基づきカスハラの実例や対処方法などを内容とする指針を年度内に策定するとともに、情報提供や人材育成などの取組の検討を進めるほか、カスハラ防止の必要性や重要性について、道内全体で広く共有できるよう努めてまいります。</p> <p>○消費者と事業者との適切なコミュニケーションが図られるよう、事業者に意見を伝える際のポイントについて分かりやすく消費者に周知するなどして、啓発活動を進めてまいります。</p>	<p>■道議会で議決された「北海道カスタマーハラスメント防止条例」は、罰則のない理念条例ではあるが、都道府県の条例として東京都に続く2例目となる早期に制定されたこと等、道におけるカスタマーハラスメント防止に係るこの間の取組みは高く評価することができる。</p> <p>今後、本年4月施行の同条例に基づき、カスタマーハラスメント対策に関する指針を策定することが回答で示されており、行政主導の施策に取組むことと併せて、条例の制定をきっかけに官民一体で具体的な取組みが加速していくことを期待している。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○令和2年6月1日から適用されている国の『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の中で、事業主が顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組例（相談体制の整備、顧客等の迷惑行為への対応マニュアルの作成や研修の実施など）が示されております。</p> <p>○また、国では令和4年2月に顧客等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメント防止対策の一環として、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を策定し、啓発リーフレットやポスター等で周知を行っており、道においては、令和4年4月にハラスメント対策推進セミナーを開催したところであり、今後とも、地域における労働問題セミナーや、労働団体が製作した「悪質クレームCM動画」を道のホームページに掲載して広く発信するなど事業者によるカスタマーハラスメントへの適切な対応を促してまいります。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
5. デイセント・ワークの確立			
(1) 最低賃金の引き上げ、公契約に関する条例等の制定			
<p>① 最低賃金について、北海道は昨年度より 50 円高い「1,010 円」となる見通しにあり、これは最低賃金が時給換算となった(2002 年度)以降最高の引上額で、初めて 1,000 円を超えることとなる。改めて、最低賃金の遵守を徹底すること。</p> <p>また、最低賃金の全国加重平均は「1,055 円」、27 県が国の中央審議会が示した引上額の目安(50 円)を上回っている。物価高への対応や、人手不足が深刻化するなかで地方を中心に大きな引上げが相次いでおり、北海道は、地域間格差の是正、労働者の生活安定と地域経済の活性化を目指し、「誰もが時給 1,200 円」の到達に向けた継続的な引上げ、人件費負担が増加する企業への政策的支援等について、関係各所への働きかけを行う。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>①最低賃金は、労働者の生活の安定や雇用のセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、その引き上げは、多くの働く方々の生活向上に寄与するものでありますことから、道では、労使双方が関係法令を十分理解し、これを遵守することが重要と考えており、今後とも北海道労働局と連携して最低賃金の引き上げが遵守されるよう周知・啓発に努めています。</p> <p>また、国に対し、全国知事会を通じて、地域間格差是正に関する要請を行うとともに、中小企業が賃金支払い能力を高めることができるよう、最低賃金の引き上げを図る企業への助成制度の拡充を求めています。</p>	<p>■道は、最低賃金審議会の構成に属さないため最低賃金の決定に直接関与しないが、最低賃金の遵守に係る道としてのスタンスが示されたことを評価したい。引き続き、昨年 10 月 1 日から発効している北海道の最低賃金 1,010 円の遵守に向けた対策の徹底を求めるとともに、物価高における実質賃金の実態に即したナショナルミニマム水準への引き上げと地域間格差の是正に向け、関係先への働きかけ強化を求めたい。</p> <p>■残念ながら、前年同様、公契約条例の制定に対する道としての消極的姿勢が示された。</p> <p>自治体財政の逼迫や競争入札制度の導入などを背景に、公共事業や委託事業の発注価格が引き下げられてきた結果、自治体が発注している仕事で働く人たちの間に雇用不安や賃金水準の低さ等の労働条件の悪化が問題となっている。全国においてはこうした問題に対して入札制度の改善、指針や条例による公契約の適正化を推進している自治体が存在しており、引き続き、道への要請を継続したい。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>①最低賃金は、労働者の生活の安定や雇用のセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、その引き上げは、多くの働く方々の生活向上に寄与するものでありますことから、労使双方が関係法令を十分理解し、これを遵守することが重要と考えており、今後とも北海道労働局と連携して最低賃金の引き上げが遵守されるよう周知・啓発に努めるとともに、中小企業が賃金支払い能力を高めることができるよう、国に対し、最低賃金の引き上げを図る企業への助成制度の拡充を求めてまいります。</p> <p>②道では、賃金などの労働条件については、法定労働条件の範囲内において、個々の労使当事者間で自主的に取り決められるべきものと考えていることなどから、公契約の新たな条例制定は行わず、受注者への文書による要請などにより、適正な労働条件の確保に努めています。</p> <p>要請文では、本庁各部局や出先機関等が発注する工事の受注者や委託業務の受託者をはじめ、指定管理者や行政財産の使用許可を与える事業者に対し、適正な賃金の支払や労働条件の明示、労働災害の防止などについて、十分な配慮がなされるよう要請しているところであり、今後とも、こうした取組のほか、国と連携して関係法令や各種支援制度の周知を図るなどして、労働者が安心して働ける職場環境づくりに取り組んでまいります。</p>
<p>② 公的機関が民間企業などへ委託・発注するすべての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約に関する条例を制定する。</p>	<p>②道では、賃金などの労働条件については、法定労働条件の範囲内において、個々の労使当事者間で自主的に取り決められるべきものと考えていることなどから、公契約の新たな条例制定は行わず、受注者への文書による要請などにより、適正な労働条件の確保に努めています。</p> <p>この要請文では、本庁各部局や出先機関等が発注する工事の受注者や委託業務の受託者をはじめ、指定管理者や行政財産の使用許可を与える事業者に対し、適正な賃金の支払や労働条件の明示、労働災害の防止などについて、十分な配慮がなされるよう要請しているところです。</p>		
(2) 障がい者雇用の促進			
<p>障がい者一人ひとりの特性や場面に応じた合理的配慮の提供や差別禁止の徹底が適切に実施されるよう指導するとともに、道、市町村、及び関連公的機関の雇用率を引き続き調査・公表し、透明性のある運営を行う。あわせて、道内民間企業に対する法定雇用率の速やかな達成に向けた取り組みや法定雇用義務が進んでいない中小事業主への対策を進めるとともに、北海道の策定する「障がい者活躍推進計画」を着実に進めていく。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課、総務部人事局人事課】</p> <p>○障がい者雇用率は、毎年 6 月 1 日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されておりますが、道は、北海道労働政策協定に基づき、主要経済団体等や障がい者雇用率が法定雇用率未満の公的機関に対し、北海道労働局長と連名により、法定雇用率の速やかな達成や障がいのある人への合理的な配慮の提供などを内容とする</p>	<p>■公的機関等への障がい者雇用の促進、就職面接会や雇用促進パネル展等、道による様々な障がい者雇用に関する取組みが回答されており、その対応を評価したい。</p> <p>引き続き、関係機関とも連携し、障がい者雇用の継続的な推進と障がい者一人ひとりの活躍の推進、障がい者の活躍の場拡大のための取組みが進展してい</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○障がい者雇用率は、毎年 6 月 1 日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されておりますが、道は、北海道労働政策協定に基づき、主要経済団体等や障がい者雇用率が法定雇用率未満の公的機関に対し、北海道労働局長と連名により、法定雇用率の速やかな達成や障がいのある人への合理的な配慮の提供などを内容とする障がい者雇用の一層の促進について、要請を行っております。</p>

2025年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>障がい者雇用の一層の促進について、要請を行っております。</p> <p>加えて、就職面接会や特別支援学校の企業向け見学会、障がい者雇用促進パネル展等を通じて、障がい者雇用への理解や関心を高めるとともに、事業主の合理的配慮の提供について、周知を図っているところです。</p> <p>今後とも、障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知・要請等必要な対応を行ってまいります。</p> <p>○また、道では引き続き「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づき、取組を進めてまいります。</p>	<p>くことを期待する。また、民間の事業主に対して率先垂範する観点から、「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づく着実な取組を求める。</p>	<p>また、就職面接会や特別支援学校の企業向け見学会、障がい者雇用促進パネル展等を通じて、障がい者雇用への理解や関心を高めるとともに、事業主の合理的配慮の提供について、周知を図っているところです。</p> <p>○今後とも、障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知・要請等必要な対応を行ってまいります。</p> <p>【総務部人事局人事課】</p> <p>○障がい者の雇用率の調査・公表につきましては、令和2年度に策定した「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づき、当該計画の目標達成状況を道のホームページで公表するなど透明性のある運営を行うとともに、当該計画の取組などを推進し、雇用率目標の達成に向けて、今後も適切な対応を行ってまいります。</p>
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進			
<p>① 北海道は、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の有効性や改善すべき点を確認しながら、仕事と家庭・子育ての両立を促進するために、特に男性の労働時間短縮など、ワーク・ライフ・バランスの取り組みに加え、テレワーク等の働き方改革を促進するなど、労働者福祉の増進がはかれる対策を強化する。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○道では、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的として「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しています。</p> <p>○この認定制度は、労働時間短縮や有給休暇取得促進、テレワーク等の多様な働き方の導入などに取り組む「就業環境の改善」のほか、「多様な人材の活躍」、「生産性の向上」の3つの視点で評価しており、認定企業には、労働者向け融資などの優遇措置を設けています。</p> <p>○また、道が実施する就業環境実態調査において、道内事業所のテレワーク導入状況を調査するとともに、テレワーク導入後に直面する「労務管理」などの課題を解決するためにマニュアルを策定して周知・啓発を行ってまいります。</p> <p>○道としては、こうした取組を通じ、今後とも、より多くの企業が労働者の福祉の増進を図っていただけるよう、働き方改革の取組を進めてまいります。</p>	<p>■回答内容は前年とほぼ同一である。国の男女共同参画の施策として「ワーク・ライフ・バランス」が推進され、道では、労働者福祉の増進を目的とした「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施し、企業の自主的な働き方改革の取組を促進している。</p> <p>2025年問題では、超高齢化社会の到来に伴い労働力不足が加速すると予測されており、労働力不足の解消を図るにはワーク・ライフ・バランスを充実させ、地域の実情に応じた働き方改革を推進していくことが必要となる。道の各種対応に注目し、対策の継続・強化を要請していきたい。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○道では、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的として「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しております。</p> <p>○認定制度は、労働時間短縮や有給休暇取得促進、テレワーク等の多様な働き方の導入、仕事と育児の両立支援などに取り組む「就業環境の改善」のほか、「多様な人材の活躍」、「生産性の向上」の3つの視点で評価しており、認定企業には、労働者向け融資などの優遇措置を設けています。</p> <p>○また、道が実施する就業環境実態調査において、道内事業所のテレワーク導入状況を調査するとともに、テレワーク導入後に直面する「労務管理」などの課題を解決するためにマニュアルを策定して周知・啓発を行ってまいります。</p> <p>○道としては、こうした取組を通じ、今後とも、より多くの企業が労働者の福祉の増進を図っていただけるよう、働き方改革の取組を進めてまいります。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
<p>② 北海道は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努める。また、介護従事者が働き続けられるよう、国とも連携して賃金・処遇の大幅な改善をはかるとともに、介護保険が適用にならない市町村の財源で運営される事業所の介護従事者についても賃金・処遇の改善が図られるよう支援・指導を行う。</p>	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じるとともに、サービスに繋がりにくい方など困難事例への対応や、虐待防止、認知症の方への支援など、総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行っております。</p> <p>○介護従事者の給与増に向けた処遇改善の取組は平成 21 年の交付金に始まり、平成 24 年に介護報酬に組み込まれて以降も数次に渡り見直しが行われ、令和 6 年の報酬改定においては、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0%のペースアップへと確実につながるよう処遇改善加算の加算率が引き上げられるとともに、従来の 3つの加算を一本化し、事業所が取得しやすいよう見直しが行われたところです。</p> <p>○このため、道では、この加算を有効に活用していただくよう、道所管の加算未取得の事業所に対し、加算取得に向けた個別の働きかけを行っておりますほか、既に加算を取得している事業所に対しましては、より加算率の高い加算の取得に向けた支援に取り組んでいるところです。</p> <p>○道としては、今後とも、介護従事者の確保に努めるとともに、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の充実や、職場定着・離職防止のための更なる処遇の改善が図られるよう引き続き国に要望してまいります。</p>	<p>■地域包括支援センターについて、地域における相談窓口としての重要性に鑑みた周知が実施され、道として一定の対応が行われているものと思料する。</p> <p>■介護従事者の確保については、この間、継続して処遇改善に向けた取組みを実施していることが回答で示されており、道の対応を評価したい。しかしながら、依然として介護人材の不足を解消するには至らず、引き続き、全ての介護従事者等に対する賃金・処遇の改善が図られるよう、国に対する働きかけや各事業所等への指導と支援の実施を求めたい。</p>	<p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p> <p>○地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じるとともに、サービスに繋がりにくい方など困難事例への対応や、虐待防止、認知症の方への支援など、総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行っております。</p> <p>また、介護保険サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などにより、本人や家族のニーズに応じて適切に計画を作成した上で行っているところです。</p> <p>○介護従事者の給与増に向けた処遇改善の取組は平成 21 年の交付金に始まり、平成 24 年に介護報酬に組み込まれて以降も数次に渡り見直しが行われ、令和元年からは特定処遇改善加算の制度が創設されました。さらに令和 4 年 2 月からは給与の 3%程度のペースアップを目指す新たな交付金制度が導入され、10 月から介護報酬に組み込まれたところです。</p> <p>なお、令和 6 年度介護報酬改定において、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所で活用されるよう、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた加算制度の一本化について検討が進められており、制度の趣旨などについて適時適切に事業所等への周知に努めていきます。</p> <p>○ 道としては、今後とも、介護従事者の確保に努めるとともに、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の充実や、職場定着・離職防止のための更なる処遇の改善が図られるよう引き続き国に要望してまいります。</p>
6. 安心・信頼できる社会保障の構築			
(1) 子育て支援			
<p>① 北海道は、社会全体で子どもや子育て当事者を支える地域づくりの重要性について周知・啓発を行い、こども基本法の基本理念にもとづく「保護者が安心して生育できる条件整備」や「子どもが健やかに育つための環境整備」を推進する。</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】</p> <p>○道では、現在、「(仮称) 北海道こども基本条例」制定及び「(仮称) 北海道こども計画」策定に向けて検討を進めているところです。</p> <p>新たな条例の制定を通じて、子どもが将来にわたって、幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指す</p>	<p>■「こども基本法」の制定に伴い、国は子どもに関する施策を推進するため「こども施策に関する大綱」を定め、各都道府県に「こども計画」を策定するよう努力義務が課せられている。道では、子ども施策の推進に関し、「(仮称) 北海道こども基本条例」の制定</p>	<p>(新規要請項目につき前年回答無し)</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労協としての評価・見解	
	<p>いう道の基本的な方向性をわかりやすい形で発信するとともに、「こども計画」の策定により、道の子ども関連施策を総合的・一体的に進めていく必要があると考えております。</p> <p>道としては、計画に子どもの権利の普及啓発や、子ども・若者の意見表明等の取組の推進、ライフステージに応じた居場所づくりなど、条例の理念を具体化した新たな取組を盛り込むこととしており、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、計画に盛り込んだ施策を着実に推進してまいります。</p>	<p>と「(仮称) 北海道こども計画」の策定に向けた取組が進められており、道として一定の対応が行われているものと思料する。</p> <p>子どもの成長には、良好な育ちの場を地域に整えることが大切であり、道として地域の実態に即した子育て支援策の充実を図るよう要請対応を継続していきたい。</p>	
<p>② 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体相談窓口を地域の中に拡充するとともに、両親学級などの支援について、男性も参加しやすく出産・育児について共に学べる内容に改善・充実させる。</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】</p> <p>○妊娠・出産記からの切れ目のない相談や支援につきましては、市町村が設置する「こども家庭センター」が行っており、道としては、研修会等とおして設置の働きかけや市町村間の情報共有の確保などを行っているところです。</p> <p>また、市町村が実施する母親学級や父親学級などで適切な指導が実施されるよう、母子保健研修会の実施や、ホームページで情報発信するなど男女問わず出産・育児が学べるよう取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、市町村と連携しながら、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援に努めてまいります。</p>	<p>■市区町村において、すべてのこどもとその家庭、妊産婦に切れ目のない支援を提供する新しい公的機関として、「こども家庭センター」が設置されている。道は、設置の完了していない市町村に対して積極的に設置を推進していくとともに、支援の質向上に向けた総合的なサポートを継続実施していくことを求めたい。</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】</p> <p>○全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援交付金事業を着実に実施してまいります。</p> <p>○また、出産・育児への支援については、妊産婦だけでなくその家族も含めたサポート体制の充実を図るため、道では、道内の産科医療機関や助産所、市町村の母子保健担当者等を対象として研修会を開催し、理解促進や好事例紹介など実施しているところです。今後とも、市町村における支援体制の整備を進めるため、市町村に対して父親支援も含めた産前・産後サポート事業等を実施する場合の国庫補助金の活用を促進するなど支援体制の整備について働きかけてまいります。</p>
<p>③ 必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など、子ども・子育て支援策を充実する。また、保育の質の向上・事故防止等の観点から、十分な教育訓練を実施・促進するとともに、保育・幼児教育の人材の育成・確保・適正配置、処遇改善を進める。</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】</p> <p>○幼児教育・保育の提供体制の確保等を含む地域における子育て支援サービスにつきましては、市町村において、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域ニーズを踏まえた計画的な取組を進めており、道では、市町村の取組を支援するため、必要な助言等を行うとともに、事業実施に要する費用の一部を負担するなど、市町村と連携しながら、子育て支援体制の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>○また、幼児教育・保育の質を向上し、こどもの事故を防止するためには、保育士等の負担を軽減し、こどもたち</p>	<p>■道では、各市町村における子ども・子育て支援事業計画の取組みに関し、適宜、助言や費用の一部負担を行う等、実施主体である市町村を支援し、地域の子育て支援体制の充実に努めていることが回答されている。また、保育の質の向上に関しては、事故防止に係る環境面の支援や保育士をはじめとした職員の勤務環境改善に向けた支援の他、保育人材の確保・育成、処遇改善の取組みが回答で示されており、道として一定の対応が行われているものと思料する。</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課】</p> <p>○地域における保育サービスの充実や幼児教育・保育の質の確保等について、道では、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいた取組が進むよう、計画的なサービス提供体制の確保に向けて、必要な助言を行うとともに、施設整備費、運営費、教育・保育の質の向上等に要する費用に対する補助を実施するなど、市町村と協力して幼児教育・保育の充実に取り組んでいるところです。</p> <p>○また、保育・幼児教育の人材については、保育士の離職時の届出による復職支援、就職準備金等の貸付などによる人材の確保のほか、処遇改善については収入を3% (月額9,000</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>に十分に気を配ることができる環境整備が重要であることから、道では、保育所等に対して、保育事業者支援コンサルタントによる巡回相談型の支援を実施し、ICT活用の働きかけなども含めた勤務環境改善の取組を進めるとともに、こどもの安全・安心に関する研修の内容を充実し、積極的な受講を働きかけているところです。</p> <p>○道では、上記のほかにも、返還免除型の貸付事業や処遇改善加算の取得促進など、保育人材の確保・育成や、賃金改善を含む処遇改善に向けた取組を進めているところですが、保育士の負担軽減・処遇改善や、こどもの安全・安心な保育環境づくりを推進するため、引き続き、全国知事会とも連携しながら、1歳児の配置基準の早期見直しや、保育所等の実態に即した公定価格の設定について、国に要望してまいります。</p>	<p>■依然として、保育業界での人手不足は深刻であり、国への要望を含め、引き続き、道における人材確保や保育の質の向上につなげる取組の進展に注目したい。</p>	<p>円程度) 引き上げるための加算の取得やキャリアアップ研修の受講促進、保育の補助業務に従事する子育て支援員を養成し、業務負担軽減につなげるなどの処遇改善を図っているところ。</p> <p>○12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、保育士の配置基準改善と更なる処遇改善が盛り込まれたところであり、道としては、その動向を注視しながら、地域実情を踏まえた配置基準の見直しや公定価格の設定について、今後ともあらゆる機会を通じ、国へ要望してまいります。</p>
(2) 安心の医療・介護体制の整備			
【医療分野】			
<p>① 総合診療医・家庭医や訪問看護師の育成などの推進による、在宅医療の受け皿の拡充と地域包括ケアシステムの構築をはかる。</p>	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課、保健福祉部地域医療推進局医務業務課】</p> <p><総合診療医・家庭医の育成></p> <p>○広域分散で医師が偏在する本道において、適切な医療サービスを効率的に提供するためには、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる、いわゆる家庭医の役割も持つ総合診療医の養成・確保が重要と考えています。</p> <p>○このため、道では、平成28年度から、総合診療医の育成を担う基幹施設等における指導体制の強化のため、指導医の養成に係る経費などを支援してきたほか、ガイドブックの作成・配布や特設サイトの設置などを通じて、道内の専門研修プログラムを道内外へ周知するとともに、関係学会との連携による医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施、総合診療専門研修施設の見学に要する経費の支援など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。</p> <p>○道としては、引き続き、在宅医療の提供体制の構築に向け、これらの取組を進めるとともに、地域住民を対象に</p>	<p>■総合診療医・家庭医、訪問看護師の育成について、前年とほぼ同内容の回答となっている。地域包括ケアシステムについては、高齢者をサポートしていく仕組みとして大きな期待感が寄せられる一方、地域格差や市町村の財政状況、人手不足の解消等、解決すべき課題も多い。</p> <p>2024年12月、厚生労働省が「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を取りまとめた。対策パッケージでは、医師が少ない地域に関し、都道府県が重点的に対策を進める「重点医師偏在対策支援区域」を設定し、「医師偏在是正プラン」を策定のうち実効性のある取組を進めることとしており、安心の医療体制の構築に向けて、引き続き、道の対応状況に着目しつつ、諸課題に係る要請を継続していきたい。</p>	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課】</p> <p><総合診療医・家庭医の育成></p> <p>○広域分散で医師が偏在する本道において、適切な医療サービスを効率的に提供するためには、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる、いわゆる家庭医の役割も持つ総合診療医の養成・確保が重要と考えています。</p> <p>○このため、道では、平成28年度から、総合診療医の育成を担う基幹施設等における指導体制の強化のため、指導医の養成に係る経費などを支援してきたほか、ガイドブックの作成・配布や特設サイトの設置などを通じて、道内の専門研修プログラムを道内外へ周知するとともに、関係学会との連携による医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施、総合診療専門研修施設の見学に要する経費の支援など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。</p> <p>○道としては、引き続き、これらの取組を進めるとともに、地域住民を対象に総合診療に関する普及啓発を行う医療機関</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>総合診療に関する普及啓発を行う医療機関に支援するなどして、総合診療医の育成に努めてまいります。</p> <p><訪問看護師の育成・確保></p> <p>○道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや関係機関との連携も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。</p> <p>○また、訪問看護に関心のある看護職員が、訪問看護ステーションで実地研修を受けられる仕組みを整備するなど、訪問看護ステーションの就業促進、人材確保に取り組んでいるところです。</p> <p>○更に、新卒看護師の訪問看護への就業を促進するための事業を関係団体と連携して実施するなど、引き続き、地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅での療養生活を支える上で中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図ってまいります。</p>		<p>に支援するなどして、総合診療医の育成に努めてまいります。</p> <p><訪問看護師の育成・確保></p> <p>○道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや関係機関との連携も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。</p> <p>○また、訪問看護に関心のある看護職員が、訪問看護ステーションで実地研修を受けられる仕組みを整備するなど、訪問看護ステーションの就業促進、人材確保に取り組んでいるところです。</p> <p>○更に、新卒看護師の訪問看護への就業を促進するための事業を関係団体と連携して実施するなど、引き続き、地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅での療養生活を支える上で中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図ってまいります。</p>
<p>② 地域医療構想の実現にむけて、地元自治体は公的病院などとの連携を強化する。また、感染症医療や災害時の医療・救護の確保において中心的な役割を果たす公立・公的医療機関の安易な統廃合は行わないこと。</p>	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課】</p> <p>○自治体病院をはじめとする公立・公的医療機関は、救急や小児・周産期といった不採算医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていただいているほか、本道で新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、3年以上に渡り入院患者の受け入れや発熱外来の設置、ワクチン接種などにご尽力いただきました。</p> <p>○道ではこれまで、公立・公的か民間かにとらわれず、圏域ごとの調整会議の場を通じ、医療機能の分化・連携などについて、地域の関係者の皆様と協議してきたところであり、今後とも、それぞれの地域の将来を見据え、一層議論を深めるとともに、公立・公的医療機関が地域で必要とされる医療を担えるよう基金を活用した支援や、地方財政措置の更なる充実を国に要望するなどして、地域医療の確保に取り組んでまいります。</p>	<p>■新型コロナウイルスの感染拡大は、道内医療資源の偏在や医療現場の人手不足等、地域医療の問題点を浮き彫りにし、公立・公的医療機関の役割を再認識することになった。一方、日病・全日本病院協会・日本医療法人協会による病院経営定期調査では、医業収益は増加しているものの、費用増（材料費・人件費など）がそれを上回り、さらに補助金減などにより、赤字病院の増加と赤字幅が大きくなっている状況が明らかとなった。公立病院の経営難が各地で深刻化するなか、道内でも廃止の動きが伝わる。今後も感染症の爆発的な流行や大規模自然災害への対応が想定されなくはないことから、地域医療構想の進展に際しては、引き続き、安易な統廃合や病床削減につながらないように注視するとともに、地域医療を守るため、財政的な支援措置を含めた議論を進めていくことを求めなければならない。</p>	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課】</p> <p>○道では、人口構造や医療ニーズ変化を見据え、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、バランスの取れた医療を効率的に提供する体制を構築していくため、医療機能の分化・連携について、各圏域における地域医療構想調整会議等の議論の場を設けるとともに、地域の現状・課題の共有や、「重点課題」の設定などを行いながら、意見交換を進めてきたところです。</p> <p>○道としては、感染拡大局面におけるこれまでの対応を踏まえつつ、重点支援区域や地域医療連携推進法人など、国の支援や各種制度等も活用するほか、地域の実情を十分に勘案し、関係者の方々のお話も丁寧に伺いながら、圏域全体で必要な医療を確保するという考えの下、議論を積み重ね、地域医療構想の実現に向け取り組んでまいります。</p> <p>○また、公立・公的医療機関については、道内の多くの地域において、地域の中核的な病院として大きな役割を担っていることから、引き続き、役割を踏まえた診療報酬の適切な見直しや財政措置の更なる充実を国に対して要望するとともに、地域において不足する病床機能へ転換するための施設整備等に対して、地域医療介護総合確保基金を活用した支援等を行ってまいります。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
③ 医療従事者の働き方改革を進めるためには、増員と多職種連携（タスクシフト）が重要となることから、医師をはじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を強化する。	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課、保健福祉部地域医療推進局医務業務課】</p> <p><医師確保対策></p> <p>○本道においては、地域における医師不足が極めて深刻な状況にあることから、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の配置、三医大等と連携した都市部の医療機関から医師確保の難しい地域の医療機関への医師派遣など行っているところであり、修学資金制度を活用した地域枠医師については、平成 28 年度から地域での勤務を開始し、医師不足地域で勤務する医師は、令和 6 年度において全道で 109 名となっているところです。</p> <p>○道としては、第 2 期医師確保計画に基づき、三医大等とはもとより、医師会等の関係団体と連携しながら、引き続き、実効性のある医師確保対策を進めるほか、「北海道医療勤務環境改善支援センター」による専門的かつきめ細かな助言等を行うなど、勤務環境の改善に向けた個別の医療機関の取組に対し一層の支援を図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関における労働時間短縮の取組を支援するなど、医師の働き方改革と地域医療の確保の両立に向け取り組んでまいります。</p> <p><看護師></p> <p>○道では、道立高等看護学院を運営するほか、看護師養成校への運営費補助により看護職員の養成確保に努めているところです。また、本道の看護職員の確保や地域偏在の解消に向け、地域における就労を促進する修学資金の貸付けや地域応援ナースの派遣のほか、就業定着、再就業促進に向け、院内保育施設への運営費補助や新人看護職員をはじめとした看護職員に対する研修への支援、離職した看護職員の届出制度を有効活用した再就業支援や無料職業紹介などのナースセンター事業の充実にも取り組んできたところです。</p> <p>○道としては、今後とも関係機関とも連携を図りながら、医療計画に基づき、「新規養成」、「就業定着」、「再就業促進」等の対策を一層推進し、地域における看護職員の育成・確保に努めてまいります。</p> <p><リハビリ職員など></p>	<p>■広域分散型の地域特性や積雪寒冷で通院できる範囲にも限度がある本道において、地域医療の人材確保は喫緊の課題である。道として、道内三医大等との連携やドクターバンク事業への支援、道立高等看護学院の運営等、医療従事者確保の対策の現状が回答で示されているが、抜本的解決を図るまで見通すことは難しく、引き続き、地域医療の格差や医師偏在対策の取組みにおいて、道が主体的にその役割を發揮していくよう求めたい。</p> <p>■また、2024 年 4 月より時間外労働に上限を定める働き方改革関連法が医師にも適用され、これまで以上に対策を講じていくことが必要となり、かつ人手不足が労働負荷を高める要因となることも考えられることから、仕事と家庭の両立のための勤務環境の改善といった働き方改革も踏まえ、タスクシフト/シェアの推進等、適切な医療提供体制の構築に向け、道と医療機関が一体となって取組みを進めていくことが重要と考える。</p>	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課】</p> <p><医師確保対策></p> <p>○本道においては、地域における医師不足が極めて深刻な状況にあることから、令和 2 年 3 月に策定した医師確保計画に基づき、自治医科大学卒業医師の配置や、都市部の医療機関から医師確保の難しい地域の医療機関へ医師を派遣する取組とともに、ドクターバンク事業への支援や東京事務所に専任の職員を配置し、道外からの医師の招へい活動などを行っており、特に、修学資金制度を活用した地域枠医師については、平成 28 年度から地域での勤務を開始し、令和 5 年度は全道で 108 名となっているところです。</p> <p>○道としては、引き続き、地域枠制度など必要な見直しも行って、実効性の高い医師確保対策を進めるほか、「北海道医療勤務環境改善支援センター」による専門的かつきめ細かな支援を通じて、医療機関における勤務環境の改善と医師の働き方改革の円滑な推進に取り組んでまいります。</p> <p><看護師確保対策></p> <p>○道では、修学資金の貸付け、民間の看護師等養成所の整備・運営に対する支援、新人看護職員をはじめとした看護職員に対する研修への支援、院内保育施設への運営費補助のほか、離職した看護職員の届出制度を有効活用した再就業支援や地域応援ナースの派遣など、ナースセンター事業の充実にも取り組んできたところです。</p> <p>○道としては、引き続き、関係機関とも連携を図りながら、医療計画に基づく、「養成確保」、「就業定着」、「再就業促進」、「人材育成」等の対策を一層推進し、地域における看護職員の育成・確保に努めてまいります。</p> <p><リハビリ職員など></p> <p>○道では、地域において必要な理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職が確保できるよう、指導調査等の機会を通じて、養成施設の運営に対する助言などを行っております。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	○道では、地域において必要な理学療法士をはじめとするリハビリテーション専門職が確保できるよう、養成施設の指導調査等の機会を通じ、入学定員確保等の助言などを行っております。		
④ 医療従事者の確保・育成方法を適宜見直していく。また、道が主体となって、医師と診療科の地域偏在の是正、人材紹介業者に依存しない医療従事者の確保に向けた取り組みを進める。	<p>【保健福祉部地域医療推進局地域医療課、保健福祉部地域医療推進局医務業務課】</p> <p><医師></p> <p>○道では、地域枠医師や自治医科大学卒業医師の配置、三医育大学等と連携した都市部の医療機関から医師確保の難しい地域の医療機関への医師派遣、ドクターバンク事業への支援などに取り組むとともに、東京事務所に専任の職員を配置し、道外からの医師の招へい活動なども行っているところであり、修学資金制度を活用した地域枠医師については、平成 28 年度から地域での勤務を開始し、医師不足地域で勤務する医師は、令和 6 年度において全道で 109 名となっているところです。</p> <p>○また、国に対して、医師少数区域で一定期間勤務した医師を認定する制度の運用に当たっては、管理者要件となる医療機関の対象範囲を更に拡大するほか、認定を受けることによるインセンティブを充実させるなど医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策や、日本専門医機構が運営する専門医制度についても、地域の実情に応じた制度となるよう要望してきたところです。</p> <p>○道としては、第 2 期医師確保計画に基づき、三医育大学はもとより、医師会等の関係団体と連携しながら、引き続き、実効性のある全道各地域への医師確保対策を進めてまいります。</p> <p><看護師></p> <p>○道では、道立高等看護学院を運営するほか、看護師養成校への運営費補助により看護職員の養成確保に努めているところです。また、本道の看護職員の確保や地域偏在の解消に向け、地域における就労を促進する修学資金の貸付けや地域応援ナースの派遣のほか、就業定着、再就業促進に向け、院内保育施設への運営費補助や新人看護職員をはじめとした看護職員に対する研修への支援、離職した看護職員の届出制度を有効活用した再就業支</p>		(新規要請項目につき前年回答無し)

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>援や無料職業紹介などのナースセンター事業の充実にも取り組んできたところです。</p> <p>○道としては、今後とも関係機関とも連携を図りながら、医療計画に基づき、「新規養成」、「就業定着」、「再就業促進」等の対策を一層推進し、地域における看護職員の育成・確保に努めてまいります。</p> <p><薬剤師></p> <p>○薬剤師については、地域医療介護総合確保基金を活用し、北海道薬剤師会が実施する未就業薬剤師等に対する復職支援や薬剤師バンクなどの事業を支援することで、地域の医療機関及び薬局に対する薬剤師の派遣を推進するなど、地域における薬剤師の確保対策に取り組んでまいります。</p> <p><その他医療従事者></p> <p>○診療放射線技師等の医療従事者の配置については、医療法により病院の実情に応じた適当数を有することとされており、各医療機関の診療方針などにより、開設者の判断で適正な医療の提供に必要な人員が配置されているところではありますが、引き続き、医療従事者の確保に向け、養成施設の指導調査の機会を通じて、入学定員確保等の助言を行ってまいります。</p>		
【介護分野】			
<p>① 地域医療介護総合確保基金や各種交付金・助成金を活用し、介護人材確保や物価高騰対策を強化する。特に、基金等を活用した地域密着型サービスに対する対策を拡充する。</p>	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○介護人材の確保については、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、介護サービスを担う人材の確保は喫緊の課題となっており、道では、介護の仕事の魅力を伝える様々な普及啓発や外国人など多様な人材の参入促進、キャリアパスの構築や介護ロボット導入への支援に加え、介護事業所の事務的負担のより一層の軽減を図るため、作業のオンライン化や事務の協働化をさらに促進するなどの取組を進めているところです。</p> <p>○道としては、引き続き、市町村や関係団体との連携のもと、介護を必要とされる方々が住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、介護人材の確保に取り組んでまいります。</p>	<p>■高齢者人口のピークが 2040 年まで続くことが見込まれており、今後、介護人材不足の深刻化は避けることができない。また、エネルギー価格や食料品価格の高騰など、物価高騰は介護サービス事業所・施設等の事業運営に甚大な影響を及ぼしている。</p> <p>要請に対する道の取組みが回答されているものの、安定した介護サービスの提供に向けては、更なる人材確保や物価高騰に係る施策を展開していくとともに、回答で示された経済支援の検討について、積極的に考慮されるよう求めたい。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>○また、令和6年度介護報酬改定においては、物価高騰に伴う実質賃金 2.5%アップ分も盛り込んだ上で、基本報酬と各種加算額が設定されたところですが、今般、国において検討されている経済対策の動向も注視しながら、「重点支援地方交付金」の活用による物価高騰に対する支援について検討してまいります。</p> <p>○道としては、引き続き、物価高騰による経費の増大分を公定価格に適切に反映するよう国に要望するとともに、道民の皆様の命と暮らしを支える上で重要な基盤である介護サービスが物価高騰の影響を受ける中においても安定して提供されるよう、取り組んでまいります。</p>		
<p>② 利用者がサービスを受ける権利を保障するという観点からも、要介護1・2に対する介護保険サービスの地域支援事業への移管検討にあたっては、サービスの低下を招く見直しとならないようにする。</p>	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○高齢者の利用ニーズ増加に対応した支援の充実が求められる中、要介護者や御家族を支えるサービスのあり方については利用者の視点に立って、慎重に議論されるべきと考えております。</p> <p>○道としては、介護保険サービスを必要とする方々が適切にサービスを受けることができるよう、国の検討状況を注視しながら、必要に応じて国に働きかけてまいります。</p>	<p>■地域支援事業に移行した場合、介護費の抑制、現役世代の保険料負担の軽減が図られる一方、市区町村によってサービスの質やレベルが変わり、軽度の利用者の自立が遠のいたり、安全な生活を危険にさらすことも考えられる。また、介護事業所の運営に影響することも予想されるため、慎重に議論すべきとの道の回答に理解を示すとともに、今後の動向を注視していきたい。</p>	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○高齢者の利用ニーズ増加に対応した支援の充実が求められる中、要介護者や御家族を支えるサービスのあり方については利用者の視点に立って、慎重に議論されるべきと考えております。</p> <p>○道としては、介護保険サービスを必要とする方々が適切にサービスを受けることができるよう、国の検討状況を注視しながら、必要に応じて国に働きかけてまいります。</p>
<p>③ 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、地域医療介護総合確保基金の活用によりさらなる処遇改善、介護職のやりがい・魅力の発信・周知などの施策強化を図る。</p>	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○介護従事者の給与増に向けた処遇改善の取組は平成 21 年の交付金に始まり、平成 24 年に介護報酬に組み込まれた以降も数次に渡り見直しが行われ、令和6年の報酬改定においては、令和6年度に 2.5%、令和7年度に 2.0%のベースアップへと確実につながるよう処遇改善加算の加算率が引き上げられるとともに、従来の3つの加算を一本化し、事業所が取得しやすいよう見直しが行われたところです。</p> <p>このため、道では、この加算を有効に活用していただくよう、道所管の事業所に対し、個別に働きかけを行っておりますほか、既に加算を取得している事業所に対しましては、より加算率の高い加算の取得に向けた支援に取り組んでいるところです。</p> <p>○また、道では、多くの方々に介護の仕事への関心を持っていただけるよう、介護のしごとのやりがいや魅力を伝</p>	<p>■政府の総合経済対策に介護職の賃上げが盛り込まれる等、賃金の低さ等から介護人材の流出は深刻であり、人材の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>道として、介護従事者の処遇改善等の必要性を認識したうえで各種取組みを進めていることを評価する一方、引き続き、国に対する要望を含め、介護従事者の確保と介護従事者等に対する更なる処遇改善に向けた対応が進んでいくことを期待する。</p>	<p>【保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課】</p> <p>○介護従事者の給与増に向けた処遇改善の取組は平成 21 年の交付金に始まり、平成 24 年に介護報酬に組み込まれて以降も数次に渡り見直しが行われ、令和元年からは特定処遇改善加算の制度が創設されました。さらに令和4年2月からは給与の 3%程度のベースアップを目指す新たな交付金制度が導入され、10月から介護報酬に組み込まれたところです。</p> <p>なお、令和6年度介護報酬改定において、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所で活用されるよう、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた加算制度の一本化について検討が進められており、制度の趣旨などについて適時適切に事業所等への周知に努めていきます。</p> <p>○道では、介護の仕事にやりがいと誇りを持って取り組んでいただけるよう、介護の魅力を伝える様々な普及啓発を行</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>える動画の配信やトークイベントを開催するなど、介護職員への理解の促進とイメージアップを図っているほか、介護現場におけるキャリアパスの構築や人材育成、職場環境の改善等、働きやすい職場づくりなどの定着支援に取り組んでいるところです。</p> <p>○道としては、今後とも、介護従事者の確保・定着に努めるとともに、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の充実、介護職の魅力発信やイメージアップを促進する施策の充実、職場定着・離職防止のための更なる処遇の改善が図られるよう引き続き国に要望してまいります。</p>		<p>うとともに、学齢期などの早い段階から介護に興味を持ってもらうため、小・中・高校等に福祉教育アドバイザーを派遣し、介護や福祉に関する体験授業を実施しているところです。</p> <p>○道としては、今後とも、介護従事者の確保に努めるとともに、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の充実や、職場定着・離職防止のための更なる処遇の改善図られるよう引き続き国に要望してまいります。</p>
<p>④ 市町村において、家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題、身体的・精神的負担、介護者のレスパイトケア、遠距離介護による仕事と介護の両立や就労の困り事などに関し、介護者に寄り添った相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化する。また、ヤングケアラーを含めた介護にかかる現状をふまえると、介護を当事者だけの問題とせず地域や社会全体で支えることが重要であり、「北海道ケアラー支援条例」に基づき、ケアラー支援に向けた相談の場の増設や制度の拡充、ケアラーの早期発見、それら周知に向けた啓発活動など、関係団体とも連携して対策を強化する。</p>	<p>【保健福祉部高齢者保健福祉課・子ども子育て支援課】</p> <p>○ケアラーの方々を孤立させることなく、適切な支援に繋がっていくためには、ケアラーご本人やそのご家族をはじめ、多くの方々に支援の必要性を理解いただくことはもとより、相談の場の確保やケアラーを支援するための地域づくりを進めていくことが重要であることから、道では、道内各地域でケアラーに対する理解促進のための普及啓発やケアラー支援に携わる方々への研修会を開催するほか、関係者間の連携強化に向けた助言を行うアドバイザー派遣を行っているところです。</p> <p>○ヤングケアラーについては、本人に自覚がなく、相談する経験や機会がない場合が多いことから、周囲の気づきによる早期発見や身近な場所での相談対応などが大切であると認識しており、条例では、普及啓発の促進、早期発見や相談の場の確保、住民が一体となり支援する地域づくりを基本的な施策として掲げているところです。</p> <p>○道としては、本条例の趣旨を踏まえ、道教委を含めた庁内関係部局との連携のもと、ポスター、リーフレット等の啓発資材の配布や、専門相談窓口の設置、学校と市町村等との調整役となるコーディネーターの配置による支援のほか、道教委においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣拡充、連絡協議会の設置など各般の施策に取り組んでいるところです。</p> <p>○今後とも、子どもや家族の情報を把握している学校や市町村と連携し、ヤングケアラーご本人や支援者の意見も伺いながら、全てのケアラーとその家族が孤立すること</p>	<p>■道は、「北海道ケアラー支援条例」の制定や条例趣旨を踏まえた啓発活動、相談窓口の設置等、市町村や関係機関とも連携のうえ、適切な支援へと繋がられる体制作りが進められている。</p> <p>■近年、介護者の支援ニーズも複雑化してきており、ヤングケアラーや老老介護、50代の子の生活を高齢の親が支える「8050問題」等、介護者とその家族の複合的な課題に対応することが求められている。とりわけ、ヤングケアラーについては、2024年6月の「子ども・若者育成支援推進法」の改正に伴い、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に明記される等、その支援の必要性が高まっていることから、今後の動向を注視しつつ、必要な要請を継続していきたい。</p>	<p>【保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課】</p> <p>○ヤングケアラーについては、本人に自覚がなく、相談する経験や機会がない場合が多いことから、周囲の気づきによる早期発見や身近な場所での相談対応などが大切であると認識しており、北海道ケアラー支援条例では、普及啓発の促進、早期発見や相談の場の確保、住民が一体となり支援する地域づくりを基本的な施策として掲げているところです。</p> <p>○現在、道としては、本条例の趣旨を踏まえ、道教委を含めた庁内関係部局との連携のもと、ポスター、リーフレット等の啓発資材の配布や電子ハンドブックのホームページへの掲載、SNSによる啓発動画等の発信、専門相談窓口の設置、学校と市町村等との調整役となるコーディネーターの配置のほか、道教委においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣拡充、連絡協議会の設置など各般の施策に取り組んでいるところです。</p> <p>これらの取組のほか、引き続き、本条例の趣旨を踏まえ、市町村に対し相談窓口をはじめとした地域における支援体制の構築を促していくとともに、市町村が実施する施策に対し、必要な助言や支援を行うこととしており、全てのヤングケアラーとその家族が孤立することなく希望を持って生活を送ることができるよう取り組んでまいります。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	なく希望を持って暮らすことができるよう取り組んでまいります。		
7. 暮らしの安全・安心の確保			
(1) LP ガス料金の透明化・取引の適正化			
<p>経済産業省は、2024 年 4 月 2 日、LP ガスの商慣行是正に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を公布した。本省令を契機として、道は、関係事業者へ三部料金制（設備費用の外だし表示）の徹底と集合住宅入居希望者への LP ガス料金の事前提示の遵守を促すとともに消費者への周知・理解を図り、契約トラブル防止に向けた対策を講ずることを要請する。</p>	<p>【経済部資源エネルギー局資源エネルギー課】</p> <p>○毎年度、LP ガス販売事業者に対して各振興局等の所管区域で開催される保安講習会において、令和 6 年（2024 年）7 月 2 日に施行された「過大な営業行為の制限」や「LP ガス料金の情報提供」及び令和 7 年（2025 年）4 月 2 日に施行される「三部料金制の徹底」について説明を行ったほか、法律に基づく LP ガス販売事業者への立入検査において、改正の取組を確認し、必要な指導を行っています。</p> <p>○また、道では公共施設に啓発ポスターを掲示するとともに、ホームページを通じて消費者等へ広く制度周知を図っているところであり、今後も引き続き LP ガス販売事業者への指導や、消費者等への制度周知に取り組んでまいります。</p>	<p>■液化石油ガス法に係る経済産業省令が改正され、違反があった場合には、基準適合命令、登録抹消や罰金を科すといった処置が科せられることとなり、LP ガス業界の不透明な商慣行の是正に向けて、体制強化等の取組みを加速していくことが求められている。道においても、立ち入り検査等の実務体制を整備し、より一層、北海道における消費者保護の充実が図られていくことを期待したい。</p>	<p>【経済部資源エネルギー局資源エネルギー課】</p> <p>○道では、液化石油ガス販売事業者に対し、液石法令及び取引適正化ガイドラインの遵守について、「液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入検査を実施しており、違反等があった事業者には指導等を行い、速やかに是正対策を講じています。</p> <p>また、立入検査の結果については、振興局を通じ、立入検査や事業者が出席する保安講習回答の場で、同様の違反が繰り返されないよう、周知を図るとともに法令遵守を指導しています。</p> <p>○現在、国の「液化石油ガス流通ワーキンググループ」において、商慣行の是正に向けた検討が行われているものと承知しており、国の検討状況を注視しながら適切に対応してまいります。</p>
(2) 「福祉灯油制度」の拡充			
<p>① 一定期間延長となっていた国の燃料油激変緩和措置が年内限りで終了することを踏まえ、燃料費高騰の影響が特に大きい経済的困窮を伴う低年金世帯、非課税世帯、1 人親世帯、障がい者のいる世帯に対し、「福祉灯油制度」の拡充を図る。</p>	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○いわゆる「福祉灯油事業」について、道では、多くの市町村が地域の実情に応じた柔軟な支援に積極的に取り組んでいただけるよう、各市町村の実施内容に関する情報提供を行うなど、様々な機会を通じて働きかけ、今後とも、生活にお困りの方などが本道の厳しい冬を安心して過ごせるよう支援に努めてまいります。</p>	<p>■この間、要請元加盟団体と連携のうえ、継続して「福祉灯油」の拡充を要請してきたところ、道は各市町村への制度周知、導入の促進、交付金からの助成、国への要望等、経済的困窮者支援に向けた対策が実施されているものと判断している。</p> <p>寒冷地である北海道において灯油は生活の必需品であり、円安による原油価格の上昇に伴い、灯油販売価格が高止まりしている現状、とりわけ低所得世帯の家計への負担感は強まっている。引き続き、「福祉灯油」制度未実施市町村に対する働きかけ（制度化促進の指導・支援）、制度拡充につながる財政支援や国に対する恒常的財政措置の要望等の継続的な対応を要望していきたい。</p>	<p>【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○道では、冬期の暖房燃料費は、特に所得の低い高齢者世帯などの家計への負担が大きいものと考えており、今般の灯油価格高騰を踏まえて、市町村が行ういわゆる「福祉灯油事業」へ助成する「地域づくり総合交付金」の基準額を令和 3 年度と令和 4 年度に引き続き、特例措置として 1.5 倍に引き上げることとしたところであり、より多くの市町村において、福祉灯油事業が実施されるよう、改めて制度の周知について徹底するなどの働きかけを行い、生活に困窮する方々の支援の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○また、道としては、灯油価格の高止まりが続いていることから、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する助成に恒常的な財源措置を講ずることについて、これまでも東北 6 県とともに要望してきたところであり、今後も機会をとらえて引き続き、国に対して要望してまいります。</p>
<p>② 市町村が積極的に「福祉灯油制度」などの助成増額や対象拡大など特段の支援を行えるよう予算措置を図るとともに、国に対しても財政措置の要請を強く行う。</p> <p>また、「福祉灯油」又はこれに類する支援制度の未実施の市町村に対し、周知の徹底、制度化の促進に向けた指導を強化する。</p>	<p>【保健福祉部福祉局地域福祉課】</p> <p>○冬季の暖房燃料費は、特に所得の低い高齢者世帯などの家計への負担が大きいことから、道では、「地域づくり総合交付金」により市町村が行ういわゆる「福祉灯油事業」への助成を実施しており、より多くの市町村において、福祉灯油事業が実施されるよう、改めて制度の周知について徹底するなどの働きかけを行い、生活に困窮する方々の支援の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○また、新たな国の経済対策において、これから厳冬期を迎えるに当たり、国の「重点支援地方交付金」を活用し</p>		

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
	<p>た灯油支援のメニューが新たに追加されたことを踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うため、道交付金のほか、国交付金の活用も検討の上、福祉灯油事業に積極的に取り組まれるよう各市町村へ周知したところ。</p> <p>○道としては、灯油価格の高止まりが続いていることから、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する助成に恒常的な財源措置を講じることについて、これまでも東北6県とともに要望しており、今後も機会を捉えて引き続き、国に対して要望してまいります。</p>		
<p>(3) 遠隔地やエレベーターのない高階層における灯油配達</p> <p>昨今の人手不足の高まりから、冬期に遠隔地やエレベーターのない高階層への灯油配達に支障がきたすことが懸念される。厳冬期前に実態調査を行ったうえ、自動車を持たない高齢者やハンデのある方が安心して暮らせるよう関係部署とも連携し、事業者とともに対策を講じること。</p>	<p>【建設部住宅局住宅課】</p> <p>○道営住宅では、「道営住宅整備活用計画」に基づき、建設年度や劣化の程度、設備の設置状況などを踏まえて、長寿命化や居住性向上、灯油自動供給装置（オイルサーバー）の整備を含めた改善工事を順次進めています。</p>	<p>■少子高齢化や核家族化が進むなかでは、日常の買物も困難な状況に置かれる一人暮らし高齢者等の生活に対する支援が必要である。更には、積雪寒冷地で生活する道民にとって、冬季の暖を取ることは食料品を得ることと同等に重要となる。</p> <p>■道より道営住宅の改善工事について回答されたものの、昨今、高齢者やハンデのある方が灯油を購入する際、給油所までの距離が遠い、集合住宅の上階に住む等の事由により支障をきたす事例が確認されている。要請元加盟団体とも連携のうえ、宅配サービスを行う事業所の周知や上階への配達に係る追加料金への補助制度等、引き続き、必要な支援が行われるよう要請を継続していきたい。</p>	(新規要請項目につき前年回答無し)
8. その他			
<p>(1) 「北海道労働資料センター」の今後の展望</p> <p>北海道労働資料センターについて、現状、最新の労働情勢に係る情報提供力の低下と検索サービス等の提供困難などにより、施設利用の低迷に拍車がかかっている。道における運営体制（オンデマンド方式：利用者から要望のある都度対応）の維持に関する努力は受け止めつつも、『道内の労働運動や労働行政の歴史をしるす貴重な図書や資料の散逸を防ぐとともに、最新の労働情報の提供』という同センター開設の目的、および北海道労働資料センターが果たす役割や、道</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○労働資料の収集については、平成 20 年 6 月に設置した「あり方検討会」において、設立当初の整備目標である 3 万点を達成したこと、また、移転先（西 18 丁目から現在の所在地である緑苑ビルへの移転）の面積も縮小されることから、新たな資料の収集は平成 20 年度をもって終了することが決定され、平成 21 年 3 月の運営協議会で了承されています。</p>	<p>■労働資料の収集については、昨年と同様の回答であるが、現所在地の保管スペース等、現状を鑑みると致し方ない部分もあると思われる。しかしながら、センター開設の目的やその社会的役割を踏まえたときに、現在の運営体制が最も適切な手段・方法であるとは言い難い。</p>	<p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>○労働資料の収集については、平成 20 年（2008 年）6 月に設置した「あり方検討会」において、設立当初の整備目標である 3 万点を達成したこと、また、移転先の面積も縮小されることから、新たな資料の収集は平成 20 年度をもって終了することが決定され、平成 21 年 3 月の運営協議会で了承されているものと認識しています。</p>

2025 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請			備考 (参考) 前年度回答
要請項目	道からの回答内容	回答に対する道労福協としての評価・見解	
<p>内の労働記録資料の保存・累積によって世代間を通じた継承と社会の発展に寄与する機関としての存在意義を再確認し、改めて、今後の対応について議論を行っていききたいと考えている。</p> <p>については、現在「北海道労働資料センター運営協議会」が毎年1回程度開催されているが、当該協議会等において、資料の受け入れ態勢や最新労働情報提供の可否、(常駐)専担者の配置、センターの周知活動等、今後の同センター活用に係る具体的な対応施策の積極的な議論および検討を行う機会を適宜設けていくことを要請する。</p>	<p>○上記の運営協議会は、開催要領において「必要の都度、開催することとするが、少なくとも年1回以上開催する」とされており、毎年定期的に開催し、利用状況などの定例的な報告に加え、今後の資料センターのあり方などを構成員の方々と協議しているところであり、令和6年11月に開催した協議会では、資料センターの利用促進を図る新たな取組として「終日開館」を試行的に実施することが決定されたところです。</p> <p>今後も引き続き、資料センターの利活用等について、協議していくこととしています。</p>	<p>資料センター利活用について、道の回答にある「終日開館」の試行結果も考慮のうえ、引き続き、「北海道労働資料センター運営協議会」のなかでの協議を注視していくとともに、今後のセンターのあり方に関する具体的な施策検討に係る要望を継続していきたい。</p>	<p>○センターの社会的役割は十分理解しておりますが、実態に即した運営が必要と考えます。</p> <p>利用者は減少傾向にあり、労働問題を研究している大学教授や学生等に限定されており、リピーターが多い状況となっています。</p> <p>(R4利用者数：延べ人数17名、実人数9名)</p> <p>○昨年の議会議論(R4決特)において、センターの今後の管理運営については、運営体制と資料の管理をしっかりと分けて考え、前者については現行体制で一定の役割を果たしており、後者については運営協議会においてあり方等について検討する旨答弁し、ご理解をいただいたところ。</p> <p>○運営協議会につきましては、毎年定期的に開催し、定例的な議題に加え、今後のセンターのあり方などを構成員の方々と協議しています。</p> <p>令和5年3月の運営協議会において、資料の管理について、現在センターが入居しているビルの老朽化を踏まえ、次善の策として、管理体制が整備されている道立図書館への移管可能性の調査や、労働法の研究を行っているゼミを有している道内大学など新たな受入候補先の開拓について提案したところ、時期尚早とされました。</p> <p>資料の管理については、今後も引き続き運営協議会で協議してまいります。</p>